

R F S 発 官 2 第 9 号

令 和 2 年 9 月 4 日

原子力規制委員会 殿

青森県むつ市大字関根字水川目596番地 1

リサイクル燃料貯蔵株式会社

代表取締役社長 坂 本 隆

リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定認可申請書の補正  
について

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の20第1項の規定に基づき，令和2年7月28日付けR F S 発 官 2 第 7 号をもって認可申請しました，リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定認可申請書について，別紙のとおり補正いたします。

以上

1. 補正の内容

リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定（以下「保安規定」という。）の記述を、別添1のリサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定変更前後比較表のとおり変更する。また、補正後の保安規定を別添2に示す。

2. 補正の理由

原子炉等規制法の一部改正により、保安規定の制定時期が事業開始前から設置の工事に着手する前となったことから、原子炉等規制法改正に伴い改正された使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号）及び使用済燃料貯蔵施設の保安規定の審査基準を踏まえ、保安規定を制定するものであり、令和2年7月28日付けRFS発官2第7号をもって認可申請を行った保安規定について、記載の適正化を行う。

以上

リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定変更前後比較表

補 正 前	補 正 後	備 考
目 次	目 次	
第 1 章 総則 ..... 1 第 1 条 目的 ..... 1 第 2 条 <u>適用範囲</u> ..... 1 第 3 条 <u>規定の遵守</u> ..... 1 第 4 条 <u>関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上</u> ..... 1	第 1 章 総則 ..... <u>1-1</u> 第 1 条 目的 ..... <u>1-1</u> 第 2 条 <u>基本方針</u> ..... <u>1-1</u> 第 3 条 <u>関係法令及び保安規定の遵守</u> ..... <u>1-1</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ページ書式の変更</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・第 3 条及び第 4 条の統合 (以下条番号繰上げ)</li> </ul>
第 2 章 品質保証 ..... 2 第 5 条 品質マネジメントシステム計画 ..... 2	第 2 章 品質 <u>マネジメントシステム</u> ..... <u>2-1</u> 第 4 条 品質マネジメントシステム計画 ..... <u>2-1</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>
第 3 章 保安管理体制 ..... <u>19</u> 第 6 条 保安に関する組織 ..... <u>19</u> 第 7 条 保安に関する職務 ..... <u>19</u> 第 8 条 使用済燃料貯蔵施設保安委員会 ..... <u>19</u> <u>(使用済燃料取扱主任者の選任)</u> ..... <u>20</u> <u>(使用済燃料取扱主任者の職務等)</u> ..... <u>20</u>	第 3 章 保安管理体制 ..... <u>3-1</u> 第 5 条 保安に関する組織 ..... <u>3-1</u> 第 6 条 保安に関する職務 ..... <u>3-2</u> 第 7 条 使用済燃料貯蔵施設保安委員会 ..... <u>3-3</u> 第 8 条 <u>技術情報検討会議</u> ..... <u>3-3</u> 第 9 条 使用済燃料取扱主任者の選任 ..... <u>3-3</u> 第 10 条 使用済燃料取扱主任者の職務等 ..... <u>3-4</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術情報検討会議追記</li> <li>・取扱主任者の選任及び職務を設計及び工事段階から規定</li> </ul>
第 4 章 貯蔵管理 ..... <u>21</u> 第 1 節 通則 ..... <u>21</u> (使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保) ..... <u>21</u> (巡視点検) ..... <u>21</u> (手順の作成) ..... <u>21</u>	第 4 章 貯蔵管理 ..... <u>4-1</u> 第 1 節 通則 ..... <u>4-1</u> (第 11 条 使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保) ..... <u>4-1</u> (第 12 条 巡視点検) ..... <u>4-1</u> (第 13 条 手順の作成) ..... <u>4-1</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計及び工事段階で定め ない条項についても条番号を付番 (以下同様)</li> </ul>
第 2 節 金属キャスクの受入れ・払出し ..... <u>21</u> (貯蔵の計画) ..... <u>21</u> (金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項) ..... <u>21</u> (受入れ金属キャスクの確認) ..... <u>21</u> (金属キャスクの運搬) ..... <u>21</u> (使用済燃料貯蔵設備の操作) ..... <u>21</u> (使用済燃料の貯蔵) ..... <u>21</u> (払出し金属キャスクの確認) ..... <u>21</u>	第 2 節 <u>使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出し</u> ..... <u>4-1</u> (第 14 条 貯蔵の計画) ..... <u>4-1</u> (第 15 条 <u>使用済燃料を収納した金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項</u> ) ..... <u>4-1</u> (第 16 条 <u>使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ確認</u> ) ..... <u>4-1</u> (第 17 条 <u>使用済燃料を収納した金属キャスクの運搬</u> ) ..... <u>4-1</u> (第 18 条 使用済燃料貯蔵設備の操作) ..... <u>4-1</u> (第 19 条 使用済燃料の貯蔵) ..... <u>4-1</u> (第 20 条 <u>使用済燃料を収納した金属キャスクの払出し確認</u> ) ..... <u>4-1</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属キャスクの状態明確化 (以下同じ)</li> </ul>
第 5 章 放射性廃棄物管理 ..... <u>22</u> (放射性固体廃棄物の管理) ..... <u>22</u> (放射性廃棄物でない廃棄物の管理) ..... <u>22</u> <u>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</u> ..... <u>22</u> (放射性液体廃棄物の管理) ..... <u>22</u> (頻度の定義) ..... <u>22</u>	第 5 章 放射性廃棄物管理 ..... <u>5-1</u> (第 21 条 放射性固体廃棄物の管理) ..... <u>5-1</u> (第 22 条 放射性廃棄物でない廃棄物の管理) ..... <u>5-1</u> 第 23 条 事故由来放射性物質の降下物の影響確認 ..... <u>5-1</u> (第 24 条 放射性液体廃棄物の管理) ..... <u>5-1</u> (第 25 条 頻度の定義) ..... <u>5-1</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォールアウトの影響確認について設計及び工事段階から規定</li> </ul>

補 正 前	補 正 後	備 考
第6章 放射線管理 ..... 23 (管理区域の設定及び解除) ..... 23 (管理区域内における区域区分) ..... 23 (管理区域内における特別措置) ..... 23 (管理区域への出入管理) ..... 23 (管理区域出入者の遵守事項) ..... 23 (周辺監視区域) ..... 23 (線量の評価) ..... 23 (床, 壁等の除染) ..... 23 (外部放射線に係る線量当量率等の測定) ..... 23 (放射線計測器類の管理) ..... 23 (管理区域外等への搬出及び運搬) ..... 23 (協力企業の放射線防護) ..... 23 (頻度の定義) ..... 23	第6章 放射線管理 ..... 6-1 (第26条 管理区域の設定及び解除) ..... 6-1 (第27条 管理区域内における区域区分) ..... 6-1 (第28条 管理区域内における特別措置) ..... 6-1 (第29条 管理区域への出入管理) ..... 6-1 (第30条 管理区域出入者の遵守事項) ..... 6-1 (第31条 周辺監視区域) ..... 6-1 (第32条 線量の評価) ..... 6-1 (第33条 床, 壁等の除染) ..... 6-1 (第34条 外部放射線に係る線量当量率等の測定) ..... 6-1 (第35条 放射線計測器類の管理) ..... 6-1 (第36条 管理区域外等への搬出及び運搬) ..... 6-1 (第37条 協力企業の放射線防護) ..... 6-1 (第38条 頻度の定義) ..... 6-1	
第7章 施設管理 ..... 24 第9条 施設管理に係る計画, 実施, 評価及び改善 ..... 24 第10条 施設管理方針及び施設管理目標 ..... 24 第11条 施設管理に係る個別業務計画の策定 ..... 24 第12条 施設管理対象範囲の選定 ..... 24 第13条 施設管理の重要度の設定 ..... 25 第14条 施設管理指標の設定, 監視計画の策定及び監視 ..... 25 第15条 施設管理に関する計画の策定 ..... 25 第16条 施設管理の実施 ..... 26 第17条 施設管理の結果の確認・評価 ..... 26 第18条 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置 ..... 26 第19条 施設管理の有効性評価 ..... 26 第20条 構成管理 ..... 27 第21条 情報共有 ..... 27 第22条 設計管理 ..... 27 第23条 作業管理 ..... 27 第24条 使用前事業者検査の実施 ..... 28 (定期事業者検査の実施) ..... 29 (使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) ..... 29	第7章 施設管理 ..... 7-1 第39条 施設管理に係る計画, 実施, 評価及び改善 ..... 7-1 第40条 施設管理方針及び施設管理目標 ..... 7-1 第41条 施設管理に係る個別業務計画の策定 ..... 7-1 第42条 施設管理対象範囲の選定 ..... 7-1 第43条 施設管理の重要度の設定 ..... 7-2 第44条 施設管理指標の設定, 監視計画の策定及び監視 ..... 7-2 第45条 施設管理に関する計画の策定 ..... 7-2 第46条 施設管理の実施 ..... 7-3 第47条 施設管理の結果の確認・評価 ..... 7-3 第48条 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置 ..... 7-3 第49条 施設管理の有効性評価 ..... 7-4 第50条 構成管理 ..... 7-4 第51条 情報共有 ..... 7-4 第52条 設計管理 ..... 7-4 第53条 作業管理 ..... 7-5 第54条 使用前事業者検査の実施 ..... 7-5 (第55条 定期事業者検査の実施) ..... 7-6 (第56条 使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) ..... 7-6	
第8章 緊急時の措置 ..... 30 第1節 緊急時の措置 ..... 30 (原子力防災組織) ..... 30 (原子力防災組織の要員) ..... 30 (緊急作業従事者の選定) ..... 30	第8章 緊急時の措置 ..... 8-1 第1節 緊急時の措置 ..... 8-1 (第57条 原子力防災組織) ..... 8-1 (第58条 原子力防災組織の要員) ..... 8-1 (第59条 緊急作業従事者の選定) ..... 8-1	

補 正 前	補 正 後	備 考
(原子力防災資機材等) ..... 30	(第 60 条 原子力防災資機材等) ..... 8-1	
(通報経路) ..... 30	(第 61 条 通報経路) ..... 8-1	
(緊急時演習) ..... 30	(第 62 条 緊急時演習) ..... 8-1	
(通報) ..... 30	(第 63 条 通報) ..... 8-1	
(原子力防災態勢の発令) ..... 30	(第 64 条 原子力防災態勢の発令) ..... 8-1	
(応急措置) ..... 30	(第 65 条 応急措置) ..... 8-1	
(緊急時における活動) ..... 30	(第 66 条 緊急時における活動) ..... 8-1	
(緊急作業従事者の線量管理等) ..... 30	(第 67 条 緊急作業従事者の線量管理等) ..... 8-1	
(原子力防災態勢の解除) ..... 30	(第 68 条 原子力防災態勢の解除) ..... 8-1	
第 2 節 異常時の措置 ..... 30	第 2 節 異常時の措置 ..... 8-1	
(異常時の基本的な対応) ..... 30	(第 69 条 異常時の基本的な対応) ..... 8-1	
(地震・火災等発生時の対応) ..... 30	(第 70 条 地震・火災等発生時の対応) ..... 8-1	
(電源機能喪失時の対応) ..... 30	(第 71 条 電源機能喪失時の対応) ..... 8-1	
(異常時の措置) ..... 30	(第 72 条 異常時の措置) ..... 8-1	
(異常収束後の措置) ..... 30	(第 73 条 異常収束後の措置) ..... 8-1	
第 9 章 保安教育 ..... 31	第 9 章 保安教育 ..... 9-1	
第 25 条 センター員への保安教育 ..... 31	第 74 条 センター員への保安教育 ..... 9-1	
<u>(協力企業従業員への保安教育)</u> ..... 31	第 75 条 協力企業従業員への保安教育 ..... 9-3	・協力企業従業員への保安教育について設計及び工事段階から規定
	第 10 章 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価 ..... 10-1	・使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価について項目を追記
	(第 76 条 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価) ..... 10-1	
第 10 章 記録及び報告 ..... 32	第 11 章 記録及び報告 ..... 11-1	
第 26 条 記録 ..... 32	第 77 条 記録 ..... 11-1	
(報告) ..... 32	(第 78 条 報告) ..... 11-3	
第 11 章 <u>使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに定める事項</u> ..... 33	第 12 章 <u>使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項</u> ..... 12-1	・記載の適正化, 金属キャスクの状態明確化
第 27 条 <u>使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに定める事項</u> ..... 33	第 79 条 <u>使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項</u> ..... 12-1	
図 5-1 プロセス関連図 ..... 34		・図表は対応する条文に移動
図 5-2 品質マネジメントシステム文書体系図 ..... 35		
図 6 リサイクル燃料備蓄センターの保安に関する組織 ..... 36		
表 5-1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書の関係 ..... 37		
表 5-2 品質マネジメントシステム計画関連条項及び品管規則の要求事項に基づき作成する文書の関係 ..... 38		
表 7-1 施設の管理に関する業務の施設所管 GM ..... 38		
表 25-1 センター員への保安教育実施方針 ..... 39		
表 26-1 保安記録 ..... 40		
表 26-2 保安記録 (品質マネジメントシステム関連) ..... 48		

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>表 27-1 <u>保安規定に段階的に定める事項</u> ..... 50</p>	<p><u>附則</u> ..... <u>附-1</u></p>	<p>・ 附則を目次に追記</p>

補 正 前	補 正 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」第 43 条の 20 第 1 項の規定に基づき、リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設（以下「使用済燃料貯蔵施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、<u>核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）</u>による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」第 43 条の 20 第 1 項の規定に基づき、リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設（以下「使用済燃料貯蔵施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、<u>使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物</u>による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉等規制法の要求内容との整合</li> </ul>
<p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 使用済燃料貯蔵施設の保安に係る運用に関して適用する。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第 2 条 <u>リサイクル燃料備蓄センター（以下「センター」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質マネジメントシステム計画に基づき実施する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 条及び第 4 条の統合</li> </ul>
<p>(規定の遵守)</p> <p>第 3 条 リサイクル燃料備蓄センター（以下「センター」という。）のセンター員は、センターにおいて使用済燃料貯蔵の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 リサイクル燃料備蓄センター長（以下「センター長」という。）は、第 1 項以外の者に使用済燃料貯蔵施設において使用済燃料貯蔵の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>なお、この規定において本項の者を「請負事業者等」という。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 条及び第 4 条の統合</li> </ul>
<p>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)</p> <p>第 4 条 社長は、第 2 条に係る保安に係る運用を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2 企画総務部長は、<u>関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため</u>、「法令等の遵守に係る活動マニュアル」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第 1 項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 第 3 項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>3. <u>第 6 条の組織は、第 2 項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。</u></p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第 3 条 社長は、第 2 条に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 第 4 条「5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者」に示す品質マネジメントシステム管理責任者は、<u>企画総務部長に指示し、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう措置を講じる。</u></p> <p>3. 企画総務部長は、「法令等の遵守に係る活動マニュアル」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第 1 項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 第 4 項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>4. <u>第 5 条の組織は、第 3 項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 条及び第 4 条の統合（以下条番号繰上げ）</li> <li>実運用に即した記載追記（以下項番号繰下げ）</li> </ul>



補 正 前	補 正 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、リサイクル燃料貯蔵株式会社が、センターの安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」(以下「品管規則」という。)に基づき、使用済燃料貯蔵施設の保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、センターの保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下を除き品管規則の定義に従う。</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵施設 原子炉等炉規制法第 43 条の 4 第 2 項第 2 号に規定する使用済燃料貯蔵施設をいう。</p> <p>(2) リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議 使用済燃料貯蔵施設の計画を進め、合理的な施設にするとともに、事業開始後の円滑な事業運営を図るために、<u>東京電力ホールディングス(株)と日本原子力発電(株)との間で情報を共有し、必要な技術協力を行う会議のことをいう</u>(以下、本条及び第 21 条において同じ)。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第4条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、リサイクル燃料貯蔵株式会社が、センターの安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」(以下「品管規則」という。)に基づき、使用済燃料貯蔵施設の保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、センターの保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下を除き品管規則の定義に従う。</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵施設 原子炉等規制法第 43 条の 4 第 2 項第 2 号に規定する使用済燃料貯蔵施設をいう。</p> <p>(2) <u>ニューシア</u> <u>原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。</u></p> <p>(3) リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議 使用済燃料貯蔵施設の計画を進め、合理的な施設にするとともに、事業開始後の円滑な事業運営を図るために、<u>使用済燃料貯蔵に係る事業者との間で情報を共有し、必要な技術協力を行う会議のことをいう</u>(以下、本条及び第 51 条において同じ)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・条番号繰上げ</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・誤記修正</li> <li>・情報入手源としてニューシアを追加(以下項番号繰下げ)</li> <li>・状況に応じて広く情報共有していく記載に修正</li> </ul>
<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第6条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 組織は、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 2 条第 2 項」に基づき、使用済燃料貯蔵施設のグレード分けを行い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 使用済燃料貯蔵施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実</p>	<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第5条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 組織は、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 2 条第 2 項」に基づき、使用済燃料貯蔵施設のグレード分けを行い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 使用済燃料貯蔵施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条番号繰上げ</li> </ul>

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、使用済燃料貯蔵施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を「7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項」にて明確に認識し、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき品管規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</p> <p>b) プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図5-1に明確に示す。</p> <p>c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これには、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <p>a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b) 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、「7.4 調達」に従って当該プロセスが管理されているようにする。</p>	<p>行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、使用済燃料貯蔵施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を「7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項」にて明確に認識し、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき品管規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</p> <p>b) プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図4-1に明確に示す。</p> <p>c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これには、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <p>a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b) 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c) 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、「7.4 調達」に従って当該プロセスが管理されているようにする。</p>	<p>・条番号繰上げに伴う図表番号繰上げ</p> <p>・誤記修正</p>

補 正 前	補 正 後	備 考
(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	
<p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図5-2に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標</p> <p>b) 品質マニュアル</p> <p>① 本品質マネジメントシステム計画</p> <p>② 原子力品質保証規程</p> <p>c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表5-1に示す文書</p> <p>d) 品管規則が要求する「表5-2に示す文書（手順書）、指示書、図面等」（以下「手順書等」という。）</p>	<p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図4-2に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標</p> <p>b) 品質マニュアル</p> <p>① 本品質マネジメントシステム計画</p> <p>② 原子力品質保証規程</p> <p>c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表4-1に示す文書</p> <p>d) 品管規則が要求する「表4-2に示す文書（手順書）、指示書、図面等」（以下「手順書等」という。）</p>	<p>・ 条番号繰上げに伴う図表番号繰上げ</p>
<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルである「原子力品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>e) プロセスの相互の関係</p>	<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルである「原子力品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>e) プロセスの相互の関係</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を、以下の事項を含め、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき管理する。</p> <p>a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止</p> <p>b) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>c) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。</p> <p>a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認「a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。」すること。</p> <p>c) 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p>	<p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を、以下の事項を含め、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき管理する。</p> <p>a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止</p> <p>b) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>c) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。</p> <p>a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認「a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。」すること。</p> <p>c) 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p>	<p>(変更なし)</p>

補正前	補正後	備考
h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	
<p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。</p>	<p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。</p>	(変更なし)
<p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことよって実証する。</p> <p>a) 品質方針を定めること。</p> <p>b) 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>d) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>e) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p>	<p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことよって実証する。</p> <p>a) 品質方針を定めること。</p> <p>b) 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>d) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>e) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p>	(変更なし)
<p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p>	<p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p>	(変更なし)
<p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的、及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>a) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>c) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>d) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p>	<p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的、及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>a) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>c) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>d) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p>	(変更なし)

補正前	補正後	備考
<p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。</p> <p>これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <p>a) 実施事項</p> <p>b) 必要な資源</p> <p>c) 責任者</p> <p>d) 実施事項の完了時期</p> <p>e) 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p>	<p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。</p> <p>これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <p>a) 実施事項</p> <p>b) 必要な資源</p> <p>c) 責任者</p> <p>d) 実施事項の完了時期</p> <p>e) 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが、4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割当て</p>	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが、4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割当て</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、<u>全社</u>規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、部門及び要員の責任（担当業務に応じて組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任をもって業務を遂行できるようにする。</p>	<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、<u>社内</u>規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、部門及び要員の責任（担当業務に応じて組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任をもって業務を遂行できるようにする。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、リサイクル燃料備蓄センター長を品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。</p> <p>(2) 社長は、品質監査部長を内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。</p> <p>(3) 社長は、品質マネジメントシステム管理者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p>	<p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、リサイクル燃料備蓄センター長（以下「センター長」という。）を品質マネジメントシステムに係る活動（内部監査を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。</p> <p>(2) 社長は、品質監査部長を内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。</p> <p>(3) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者（以下「管理責任者」という。）に、次に掲げる業</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d) 関係法令を遵守すること。</p>	<p>務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d) 関係法令を遵守すること。</p>	
<p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。</p> <p>a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと（5.4.1及び8.2.3参照）。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に使用済燃料貯蔵施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。</p> <p>a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと（5.4.1及び8.2.3参照）。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に使用済燃料貯蔵施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p>	<p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p><u>品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションは以下のとおり。</u></p> <p>a) <u>使用済燃料貯蔵施設保安委員会</u></p> <p>b) <u>技術情報検討会議</u></p>	<p>・会議体を明確化</p>
<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、「マネジメントレビュー実施マニュアル」に基づき、品質マネジメ</p>	<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、「マネジメントレビュー実施マニュアル」に基づき、<u>年1回以上品質</u></p>	<p>・実施頻度の具体化</p>

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>ントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。</p>	
<p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>a) 内部監査の結果</p> <p>b) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</p> <p>c) プロセスの運用状況</p> <p>d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>e) 品質目標の達成状況</p> <p>f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>g) 関係法令の遵守状況</p> <p>h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>k) 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>l) 資源の妥当性</p> <p>m) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</p>	<p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>a) 内部監査の結果</p> <p>b) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</p> <p>c) プロセスの運用状況</p> <p>d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>e) 品質目標の達成状況</p> <p>f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>g) 関係法令の遵守状況</p> <p>h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>k) 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>l) 資源の妥当性</p> <p>m) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>e) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4 参照)。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p>	<p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>e) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4 参照)。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>a) 要員</p>	<p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>a) 要員</p>	

補正前	補正後	備考
<p>b) 個別業務に必要な施設、設備、及びサービスの体系</p> <p>c) 作業環境（作業場所の温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>d) その他必要な資源</p>	<p>b) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>c) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>d) その他必要な資源</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・法令要求事項の追記</li> </ul>
<p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を「教育及び訓練マニュアル」に従って行う。</p> <p>a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずること。</p> <p>c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>① 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>② 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>③ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること（4.2.4参照）。</p>	<p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を「教育及び訓練マニュアル」に従って行う。</p> <p>a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずること。</p> <p>c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>① 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>② 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>③ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること（4.2.4参照）。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する「4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。」とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（4.2.4参照）</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>	<p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する「4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。」とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（4.2.4参照）</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>	<p>(変更なし)</p>



補 正 前	補 正 後	備 考
<p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b) 関係法令</p> <p>c) a) 及び b) に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p>	<p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b) 関係法令</p> <p>c) a) 及び b) に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p>	(変更なし)
<p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p>	<p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p>	<p>・誤記修正</p>
<p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を「外部コミュニケーションマニュアル」、「広聴マニュアル」、「広報マニュアル」及び「行政・報道対応マニュアル」に明確に定め、これを実施する。これには、次の事項を含む。</p> <p>a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p>	<p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を「外部コミュニケーションマニュアル」、「広聴マニュアル」、「広報マニュアル」及び「行政・報道対応マニュアル」に明確に定め、これを実施する。これには、次の事項を含む。</p> <p>a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p>	(変更なし)
<p>7.3 設計開発</p> <p>組織は、使用済燃料貯蔵施設を対象として、「設計管理マニュアル」に基づき、設計開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発(専ら使用済燃料貯蔵施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する(不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動「4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。」を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。</p> <p>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要</p>	<p>7.3 設計開発</p> <p>組織は、使用済燃料貯蔵施設を対象として、「設計管理マニュアル」に基づき、設計開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発(専ら使用済燃料貯蔵施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する(不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動「4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。」を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。</p> <p>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要</p>	(変更なし)

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>な変更がある場合にも行う必要がある。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a) 設計開発の性質，期間及び複雑さの程度</p> <p>b) 設計開発の各段階における適切な審査，検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>な変更がある場合にも行う必要がある。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a) 設計開発の性質，期間及び複雑さの程度</p> <p>b) 設計開発の各段階における適切な審査，検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	
<p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c) 関係法令</p> <p>d) その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c) 関係法令</p> <p>d) その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	(変更なし)
<p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b) 調達，機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c) 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b) 調達，機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c) 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	(変更なし)
<p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。</p>	<p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。</p>	(変更なし)

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p>	<p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p>	(変更なし)
<p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p>	<p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p>	(変更なし)
<p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響の評価（当該使用済燃料貯蔵施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p>	<p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響の評価（当該使用済燃料貯蔵施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p>	(変更なし)
<p>7.4 調達</p> <p>組織は、「調達管理マニュアル」及び「原子力取引先登録マニュアル」に基づき、調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p>	<p>7.4 調達</p> <p>組織は、「調達管理マニュアル」及び「原子力取引先登録マニュアル」に基づき、調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p>	(変更なし)

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(使用済燃料貯蔵施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p>	<p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(使用済燃料貯蔵施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p>	
<p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に係る要求事項</p> <p>e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	<p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に係る要求事項</p> <p>e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	(変更なし)
<p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p>	<p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p>	(変更なし)
<p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にあること。</p> <p>① 保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</p> <p>② 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</p> <p>b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p>	<p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にあること。</p> <p>① 保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</p> <p>② 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</p> <p>b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p>	(変更なし)

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>e) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p>	<p>d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>e) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p>	
<p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。</p> <p>a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法</p>	<p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。</p> <p>a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法</p>	(変更なし)
<p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する(4.2.4参照)。</p>	<p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する(4.2.4参照)。</p>	(変更なし)
<p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。</p>	<p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。</p>	(変更なし)
<p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。</p>	<p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。</p>	(変更なし)
<p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、「検査マニュアル」に基づき、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p>	<p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、「検査マニュアル」に基づき、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p>	(変更なし)

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること（4.2.4参照）。</p> <p>b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c) 所要の調整がなされていること。</p> <p>d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する（4.2.4参照）。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	<p>a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること（4.2.4参照）。</p> <p>b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c) 所要の調整がなされていること。</p> <p>d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する（4.2.4参照）。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	
<p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p>	<p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p>	(変更なし)
<p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を「外部コミュニケーションマニュアル」及び「広聴マニュアル」に定める。</p>	<p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を「外部コミュニケーションマニュアル」及び「広聴マニュアル」に定める。</p>	(変更なし)
<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。</p> <p>a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p>	<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。</p> <p>a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p>	(変更なし)

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに内部監査に係る要求事項を、「原子力品質監査マニュアル」に定める（4.2.4参照）。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる（8.5.2参照）。</p>	<p>(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに内部監査に係る要求事項を、「原子力品質監査マニュアル」に定める（4.2.4参照）。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる（8.5.2参照）。</p>	
<p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、これを行う。</p> <p>監視測定の方法には、次の事項を含む。</p> <p>a) 監視測定の実施時期</p> <p>b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p>	<p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、これを行う。</p> <p>監視測定の方法には、次の事項を含む。</p> <p>a) 監視測定の実施時期</p> <p>b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p>	(変更なし)
<p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、「検査マニュアル」に基づき、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限をもつ要員が、個別業務計画（7.1参照）に定める手順により特に承認をする場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその</p>	<p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、「検査マニュアル」に基づき、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限をもつ要員が、個別業務計画（7.1参照）に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその</p>	<p>・記載の適正化</p>

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>他の方法（当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員による使用前事業者検査等の実施）により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>他の方法（当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員による使用前事業者検査等の実施）により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（<u>使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。</u>）をいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>・検査の中立性及び信頼性に係る規則要求事項を追記</p>
<p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合等管理マニュアル」に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 組織は、(3)a) の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 組織は、使用済燃料貯蔵施設の保安の向上を図る観点から、公開基準に従い不適合の内容を自ら管理するウェブサイトへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合等管理マニュアル」に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 組織は、(3)a) の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 組織は、使用済燃料貯蔵施設の保安の向上を図る観点から、公開基準に従い不適合の内容を自ら管理するウェブサイトへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見（8.2.1 参照）</p> <p>b) 個別業務等要求事項への適合性（8.2.3 及び8.2.4 参照）</p> <p>c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（8.2.3 及び8.2.4 参照）</p> <p>d) 調達物品等の供給者の供給能力（7.4 参照）</p>	<p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見（8.2.1 参照）</p> <p>b) 個別業務等要求事項への適合性（8.2.3 及び8.2.4 参照）</p> <p>c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（8.2.3 及び8.2.4 参照）</p> <p>d) 調達物品等の供給者の供給能力（7.4 参照）</p>	<p>(変更なし)</p>



補 正 前	補 正 後	備 考
<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p>	<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、「不適合等管理マニュアル」に基づき、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>① 不適合及びその他の事象の分析（情報の収集及び整理、並びに、<u>技術的</u>、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</p> <p>e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を「不適合等管理マニュアル」に定め、実施する。</p> <p>g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「不適合等管理マニュアル」に定める。</p> <p>(3) 組織は、「不適合等管理マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p>	<p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、「不適合等管理マニュアル」に基づき、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>① 不適合及びその他の事象の分析（情報の収集及び整理、並びに<u>技術的</u>、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</p> <p>e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を「不適合等管理マニュアル」に定め、実施する。</p> <p>g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「不適合等管理マニュアル」に定める。</p> <p>(3) 組織は、「不適合等管理マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>
<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議で取り扱う技術情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析した結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。</p> <p>b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「不適合等管理マニュアル」に定める。</p>	<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（<u>ニューシア登録情報及びリサイクル燃料備蓄センター技術協力会議</u>で取り扱う技術情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析した結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。</p> <p>b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「不適合等管理マニュアル」に定める。</p>	<p>・情報入手源としてニューシアを追加</p>

補正前

補正後

備考

表5-1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書の関係

品質マネジメントシステム計画 関連条項	名称	文書番号	管理箇所	品質マネジメントシステム計画 以外の保安規定 関連条項
5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施マニュアル	Q-2-A2	品質保証G	—
5.5.4	保安管理マニュアル	Q-2-G3	技術G	第8条
5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー 実施マニュアル	Q-2-A1	品質保証G	—
6.2	教育及び訓練マニュアル	Q-2-T1	総務G	第25条 第26条
7.2.3	外部コミュニケーションマニュアル	Q-2-C1	技術G	—
	広聴マニュアル	Q-2-C2	地域交流G	—
	広報マニュアル	Q-2-C3	地域交流G	—
	行政・報道対応マニュアル	Q-2-C4	立地・広報G	—
6.1, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	施設管理マニュアル	Q-2-M1	保全G	第9条～ 第24条 第26条
	検査マニュアル	Q-2-I1	保全G	第24条 第26条
7.1, 7.2.1, 7.5	健全な安全文化の育成及び維持に 係る活動マニュアル	Q-2-G1	防災安全G	—
	法令等の遵守に係る活動マニュアル	Q-2-G2	総務G	第3条 第4条
	広聴マニュアル	Q-2-C2	地域交流G	—
	広報マニュアル	Q-2-C3	地域交流G	—
	行政・報道対応マニュアル	Q-2-C4	立地・広報G	—
8.2.1	外部コミュニケーションマニュアル	Q-2-C1	技術G	—
	広聴マニュアル	Q-2-C2	地域交流G	—
7.3	設計管理マニュアル	Q-2-E1	保全G	第22条
7.4	調達管理マニュアル	Q-2-P1	保全G	—
	原子力取引先登録マニュアル	Q-2-P2	経理G	—
8.2.4	検査マニュアル	Q-2-I1	保全G	第24条 第26条

表4-1 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書

第4条の 関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第4条以外の 関連条文
5.4.1/8.2.3/ 8.4/8.5.1	セルフアセスメント実施マニュアル	Q-2-A2	品質保証G	—
5.5.4	保安管理マニュアル	Q-2-G3	技術G	第7条, 第9条, 第10条
	外部コミュニケーションマニュアル	Q-2-C1	技術G	第8条
5.6/8.5.1	マネジメントレビュー実施マニュアル	Q-2-A1	品質保証G	—
6.2	教育及び訓練マニュアル	Q-2-T1	総務G	第74条, 第75条, 第77条
7.2.3	外部コミュニケーションマニュアル	Q-2-C1	技術G	—
	広聴マニュアル	Q-2-C2	地域交流G	—
	広報マニュアル	Q-2-C3	地域交流G	—
	行政・報道対応マニュアル	Q-2-C4	立地・広報G	—
6.1/7.1/7.2.1/ 7.5/7.6	施設管理マニュアル	Q-2-M1	保全G	第39条～第54条, 第77条
	検査マニュアル	Q-2-I1	保全G	第54条, 第77条
7.1/7.2.1/7.5	健全な安全文化の育成及び維持に係る 活動マニュアル	Q-2-G1	防災安全G	—
	法令等の遵守に係る活動マニュアル	Q-2-G2	総務G	第3条
	広聴マニュアル	Q-2-C2	地域交流G	—
	広報マニュアル	Q-2-C3	地域交流G	—
	行政・報道対応マニュアル	Q-2-C4	立地・広報G	—
8.2.1	外部コミュニケーションマニュアル	Q-2-C1	技術G	—
	広聴マニュアル	Q-2-C2	地域交流G	—
7.3	設計管理マニュアル	Q-2-E1	保全G	第52条, 第77条
7.4	調達管理マニュアル	Q-2-P1	保全G	—
	原子力取引先登録マニュアル	Q-2-P2	経理G	—
8.2.4	検査マニュアル	Q-2-I1	保全G	第54条, 第77条

- ・条番号の繰上げに伴う変更（以下同じ）
- ・記載の適正化
- ・マニュアル追記

表5-2 品質マネジメントシステム計画関連条項及び品管規則の要求事項に基づき作成する文書の関係

品質マネジメントシステム計画 関連条項	名称	文書番号	管理箇所
4.2, 7.2.2	文書及び記録管理マニュアル	Q-2-D1	品質保証G
8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査マニュアル	Q-2-A3	品質監査G
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合等管理マニュアル	Q-2-N1	品質保証G

表4-2 品管規則が要求する手順書等

第4条の 関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第4条以外の 関連条文
4.2/7.2.2	文書及び記録管理マニュアル	Q-2-D1	品質保証G	—
8.2.2/8.5.1	原子力品質監査マニュアル	Q-2-A3	品質監査G	—
8.3/8.5.1/ 8.5.2/8.5.3	不適合等管理マニュアル	Q-2-N1	品質保証G	—

補正前	補正後	備考
-----	-----	----

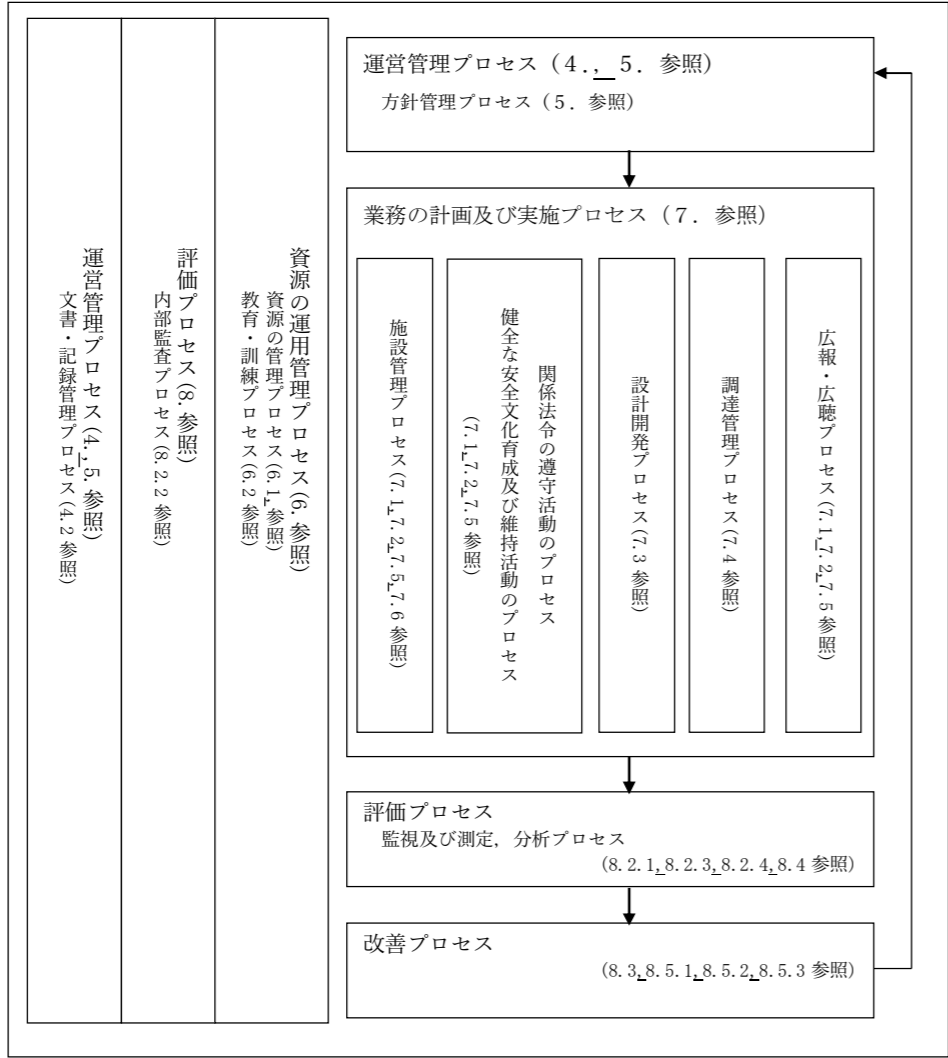


図5-1 プロセス関連図

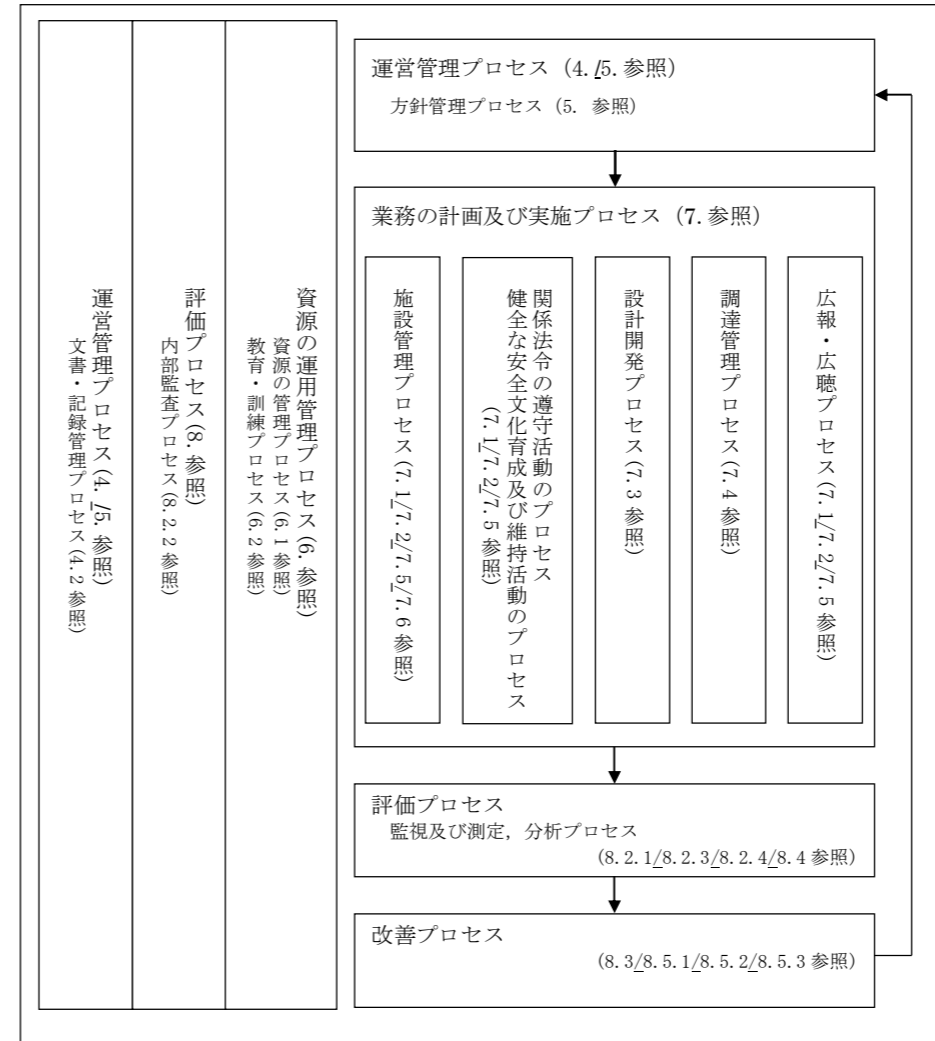


図4-1 プロセス関連図

・記載の適正化

・条番号の繰上げに伴う図表番号の繰上げ

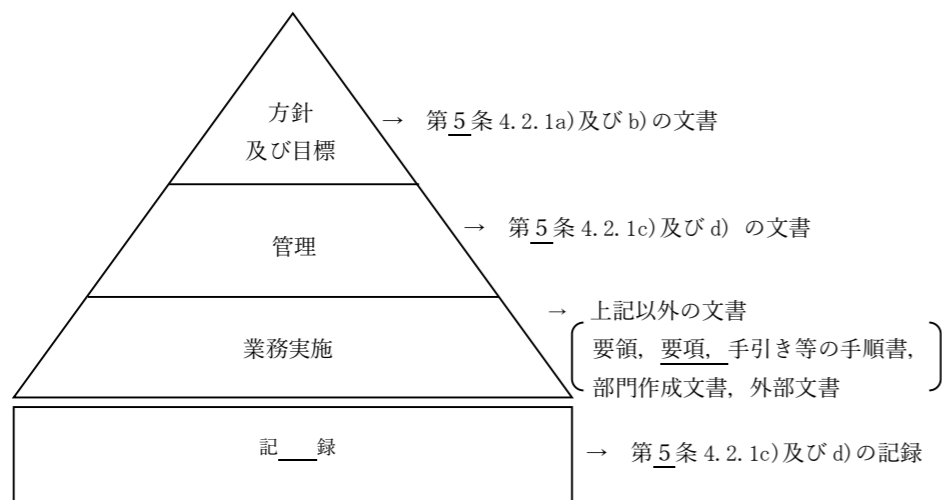


図5-2 品質マネジメントシステム文書体系図

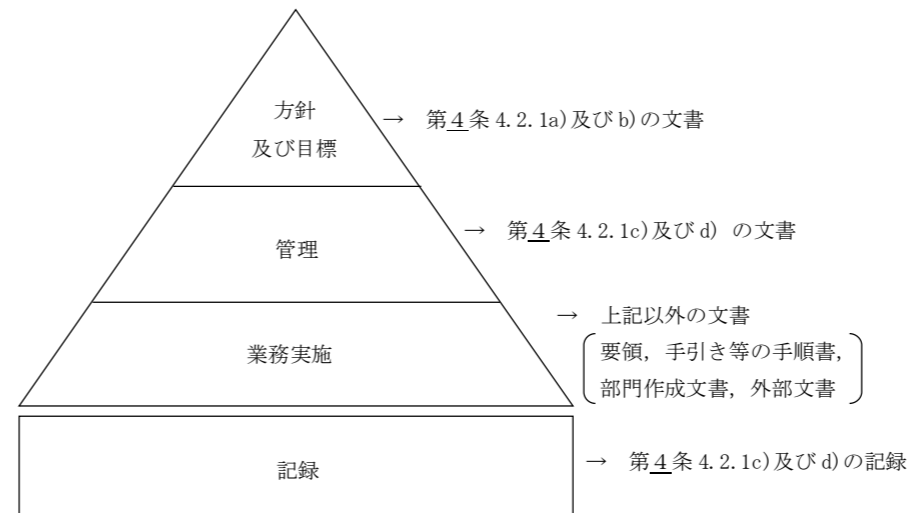
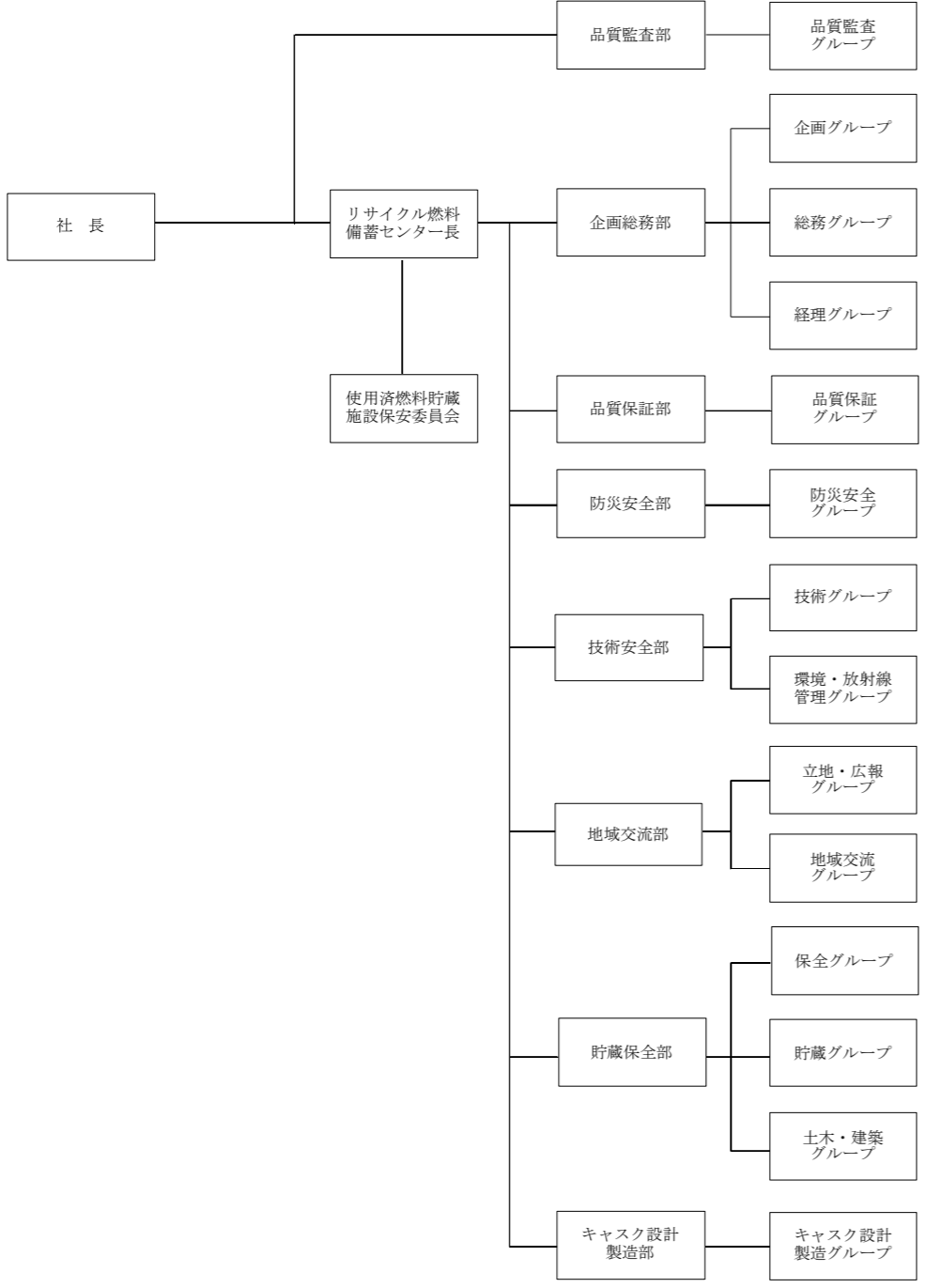
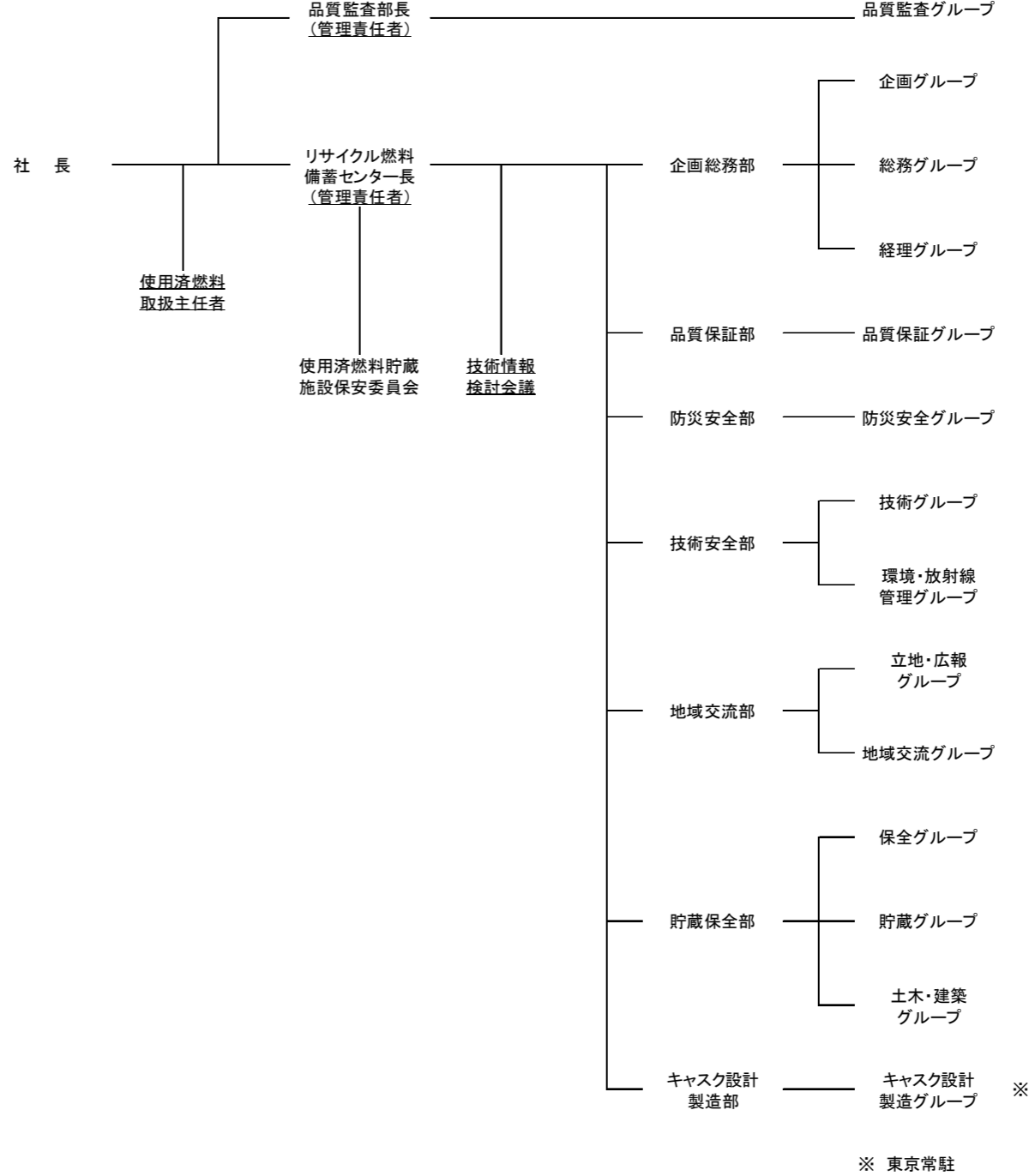


図4-2 品質マネジメントシステム文書体系図

・記載の適正化

・条番号の繰上げに伴う図表番号の繰上げ(以下同じ)

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第6条 使用済燃料貯蔵施設の保安に関する組織は、図6のとおりとする。</p>  <p style="text-align: center;">図6 リサイクル燃料備蓄センターの保安に関する組織</p>	<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第5条 使用済燃料貯蔵施設の保安に関する組織は、図5のとおりとする。</p>  <p style="text-align: center;">図5 センターの保安に関する組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条番号繰上げ</li> <li>・ 管理責任者追記</li> <li>・ 管理責任者追記</li> <li>・ 取扱主任者追記</li> <li>・ 技術情報検討会議追記</li> <li>・ 記載の適正化</li> </ul>

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第7条 保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織から適宜報告を求め、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 品質監査部長は、管理責任者（内部監査に限る。）として、<u>品質保証活動に関わる内部監査</u>を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（品質監査グループに限る。）。</p> <p>(3) 品質監査グループは、<u>品質保証活動の監査</u>を行う。</p> <p>(4) センター長は、管理責任者として、企画総務部、品質保証部、防災安全部、技術安全部、地域交流部、貯蔵保全部及びキャスク設計製造部を指導監督し、使用済燃料貯蔵業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（品質監査グループを除く）。</p> <p>(5) 企画グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(6) 総務グループは、要員の管理、保安教育、通信連絡設備の施設管理、関係法令及び保安規定の遵守の意識の定着に関する業務を行う。</p> <p>(7) 経理グループは、調達先の評価・選定に関する業務及び調達に関する業務を行う。</p> <p>(8) 品質保証グループは、<u>品質保証活動</u>（内部監査を除く。）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 防災安全グループは、非常時の措置、初期消火活動のための体制の整備の運営管理、消防設備のうち、動力消防ポンプの施設管理並びに安全文化の育成及び維持に関する業務を行う。</p> <p>(10) 技術グループは、技術的な総括業務及び許認可対応に関する業務を行う。</p> <p>(11) 環境・放射線管理グループは、<u>放射線管理設備</u>の施設管理、放射線の管理に関する業務、放射性固体及び液体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 立地・広報グループは、地元自治体や報道機関等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。</p> <p>(13) 地域交流グループは、立地地域住民や各種団体等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。</p> <p>(14) 保全グループは、<u>機械設備、電気設備、計測制御設備</u>の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 貯蔵グループは、貯蔵管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 土木・建築グループは、建物・構築物および消防設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) キャスク設計製造グループは、金属キャスクの調達に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第6条 保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織から適宜報告を求め、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 品質監査部長は、管理責任者（内部監査に限る。）として、<u>品質マネジメントシステムに係る活動における内部監査</u>を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（品質監査グループに限る。）。</p> <p>(3) 品質監査グループは、<u>品質マネジメントシステムに係る活動のうち、内部監査</u>を行う。</p> <p>(4) センター長は、管理責任者として、企画総務部、品質保証部、防災安全部、技術安全部、地域交流部、貯蔵保全部及びキャスク設計製造部を指導監督し、使用済燃料貯蔵業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（品質監査グループを除く。）。</p> <p>(5) 企画グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(6) 総務グループは、要員の管理、保安教育、通信連絡設備の施設管理、関係法令及び保安規定の遵守の意識の定着に関する業務を行う。</p> <p>(7) 経理グループは、調達先の評価・選定に関する業務及び調達に関する業務を行う。</p> <p>(8) 品質保証グループは、<u>品質マネジメントシステムに係る活動</u>（内部監査を除く。）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 防災安全グループは、非常時の措置、初期消火活動のための体制の整備の運営管理、消防設備のうち、動力消防ポンプの施設管理並びに安全文化の育成及び維持に関する業務を行う。</p> <p>(10) 技術グループは、技術的な総括業務及び許認可対応に関する業務を行う。</p> <p>(11) 環境・放射線管理グループは、<u>放射線管理施設</u>の施設管理、放射線の管理に関する業務、放射性固体及び液体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 立地・広報グループは、地元自治体や報道機関等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。</p> <p>(13) 地域交流グループは、立地地域住民や各種団体等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。</p> <p>(14) 保全グループは、<u>使用済燃料貯蔵設備本体、使用済燃料の受入施設、計測制御系統施設、電気設備、放射線管理施設</u>の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 貯蔵グループは、貯蔵管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 土木・建築グループは、建物・構築物及び消防設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) キャスク設計製造グループは、使用済燃料貯蔵設備本体のうち金属キャスクの調達に関する業務を行う。</p> <p><u>2. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</u></p> <p><u>(1) 各部長は、第5条の定めのとおり、当該部の所管するグループの業務を統括管理する。</u></p> <p><u>(2) 各グループマネージャー（以下「GM」という。）は、グループ員を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき保安教育並びに記録を行う。なお、GMが所管する施設を表6に示す。</u></p> <p><u>(3) グループ員は、GMの指示・指導に従い、業務を実施する。</u></p>	<p>・条番号繰上げ</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・所管する施設の具体化</p> <p>・職位ごとの職務の明記</p>

補 正 前	補 正 後	備 考																								
<p>表 7-1 施設の管理に関する業務の施設所管 GM</p> <table border="1" data-bbox="151 443 1299 646"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>施設所管 GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備本体</td> <td>キャスク設計製造 GM</td> </tr> <tr> <td>機械設備, 電気設備, 計測制御設備</td> <td>保全 GM</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物, 消防設備</td> <td>土木・建築 GM, 防災安全 GM</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>環境・放射線管理 GM, 保全 GM</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>総務 GM</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	施設所管 GM	使用済燃料貯蔵設備本体	キャスク設計製造 GM	機械設備, 電気設備, 計測制御設備	保全 GM	建物・構築物, 消防設備	土木・建築 GM, 防災安全 GM	放射線管理設備	環境・放射線管理 GM, 保全 GM	通信連絡設備	総務 GM	<p>表 6 施設の管理に関する施設所管 GM</p> <table border="1" data-bbox="1374 443 2487 709"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>施設所管 GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備本体</td> <td>キャスク設計製造 GM, 保全 GM</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料の受入施設, 計測制御系統施設, 電気設備</td> <td>保全 GM</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵建屋, 事務建屋, 消防用設備</td> <td>土木・建築 GM, 防災安全 GM</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>環境・放射線管理 GM, 保全 GM</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>総務 GM</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	施設所管 GM	使用済燃料貯蔵設備本体	キャスク設計製造 GM, 保全 GM	使用済燃料の受入施設, 計測制御系統施設, 電気設備	保全 GM	使用済燃料貯蔵建屋, 事務建屋, 消防用設備	土木・建築 GM, 防災安全 GM	放射線管理施設	環境・放射線管理 GM, 保全 GM	通信連絡設備	総務 GM	<p>・記載の適正化</p>
施設名称	施設所管 GM																									
使用済燃料貯蔵設備本体	キャスク設計製造 GM																									
機械設備, 電気設備, 計測制御設備	保全 GM																									
建物・構築物, 消防設備	土木・建築 GM, 防災安全 GM																									
放射線管理設備	環境・放射線管理 GM, 保全 GM																									
通信連絡設備	総務 GM																									
施設名称	施設所管 GM																									
使用済燃料貯蔵設備本体	キャスク設計製造 GM, 保全 GM																									
使用済燃料の受入施設, 計測制御系統施設, 電気設備	保全 GM																									
使用済燃料貯蔵建屋, 事務建屋, 消防用設備	土木・建築 GM, 防災安全 GM																									
放射線管理施設	環境・放射線管理 GM, 保全 GM																									
通信連絡設備	総務 GM																									
<p>(使用済燃料貯蔵施設保安委員会)</p> <p>第 8 条</p> <p>1. センターに使用済燃料貯蔵施設保安委員会 (以下「保安委員会」という。)を設置する。</p> <p>2. 保安委員会は, 使用済燃料貯蔵施設の保安に関する次の事項を審議又は報告を受け確認する。</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵事業 (変更) 許可申請書本文に記載の構築物, 系統及び機器の変更</p> <p>(2) 保安規定の変更</p> <p>(3) 保安教育に関する事項</p> <p>(4) その他保安委員会で定めた審議事項</p> <p>3. 保安委員会は, センター長を委員長とする。</p> <p>4. 保安委員会は, 委員長, 品質保証部長, 貯蔵保全部長, 技術安全部長, 防災安全部長, 企画総務部長, 地域交流部長に加え, GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>5. 委員長は, 保安上重要な審議結果について, 定期的に社長に報告する。</p>	<p>(使用済燃料貯蔵施設保安委員会)</p> <p>第 7 条 センターに使用済燃料貯蔵施設保安委員会 (以下「保安委員会」という。)を設置する。</p> <p>2. 保安委員会は, 使用済燃料貯蔵施設の保安に関する次の事項を審議又は報告を受け確認する。ただし, <u>あらかじめ保安委員会で定めた軽微な事項は, 審議事項に該当しない。</u></p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵事業 (変更) 許可申請書本文に記載の構築物, 系統及び機器の変更</p> <p>(2) 保安規定の変更</p> <p>(3) 保安教育に関する事項</p> <p>(4) その他保安委員会で定めた審議事項</p> <p>3. センター長を委員長とする。</p> <p>4. 保安委員会は, 委員長, <u>使用済燃料取扱主任者 (以下「取扱主任者」という。) 及び各部長に加え, GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</u></p> <p>5. 委員長は, 保安上重要な審議結果について, 定期的に社長に報告する。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・項番号の記載適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・使用済燃料取扱主任者は設計及び工事段階から保安監督にあたる</p>																								
	<p>(技術情報検討会議)</p> <p>第 8 条 <u>センターに技術情報検討会議を設置する。</u></p> <p>2. 技術情報検討会議は, 未然防止処置の観点から次の事項を検討する。</p> <p>(1) <u>原子力施設その他の施設における不適合その他の事象に関する情報</u></p> <p>(2) <u>関係法令の改正に関する情報</u></p> <p>(3) <u>(1) 及び (2) を踏まえた保安活動の見直し</u></p> <p>3. <u>技術情報検討会議は, GM以上の職位の者で構成する。</u></p> <p>4. <u>技術 GM は, 保安上重要な検討結果について, 社長に報告する。</u></p>	<p>・未然防止に係る情報共有の場として技術情報検討会議を追記</p>																								
<p>(使用済燃料取扱主任者の選任)</p>	<p>(使用済燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第 9 条 社長は, <u>取扱主任者及び代行者を, 核燃取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者から選任する。</u></p> <p>2. <u>取扱主任者及び代行者は, 特別管理職 (センター長を除く。) とする。また, 取扱主任者及び代行者は, センターに勤務する者で, 貯蔵保全部及びキャスク設計製造部に属さない者が兼任できる。取扱主任者は, 第 10 条 (使用済燃料取扱主任者の職務等) に定める職務を遂行する。</u></p> <p>3. <u>取扱主任者が職務を遂行できない場合は, 代行者と交代する。ただし, 職務を遂行できない期間が</u></p>	<p>・取扱主任者は設計及び工事段階から定める</p>																								

補 正 前	補 正 後	備 考
	<p><u>長期にわたる場合は、取扱主任者を選任し直す。</u></p> <p><u>4. 取扱主任者は、以下の場合、代行させる職務内容を明確にした上で、保安規定第 10 条第 1 項に定める職務の一部又は全てを、代行者に代行させることができる。</u></p> <p><u>(1) 取扱主任者がセンターを離れることができない場合において、センター外で取扱主任者の職務を遂行する必要がある場合。</u></p> <p><u>(2) 取扱主任者がセンター外で職務を遂行している場合において、センターで取扱主任者の職務を遂行する必要がある場合。</u></p>	
(使用済燃料取扱主任者の職務等)	<p><u>(使用済燃料取扱主任者の職務等)</u></p> <p><u>第 10 条 取扱主任者は、設計及び工事の計画の認可及び使用前事業者検査等に係る保安活動並びに使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに関し保安の監督を誠実にを行うことを職務とし、「使用済燃料取扱主任者の選任及び職務運用マニュアル」の定めるところにより次の職務を遂行する。</u></p> <p><u>(1) 取扱主任者は、設計及び工事の計画の認可及び使用前事業者検査等に係る保安活動並びに使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに関する保安の監督を誠実にを行い、保安上必要な場合には、取扱いに従事する者（センター長を含む。）に指示する。</u></p> <p><u>(2) 表 74 及び表 75 に定める事項を、センター長の承認に先立ち確認する。</u></p> <p><u>(3) 表 77-1 から表 77-4 に定める記録の内容を確認する。</u></p> <p><u>(4) 保安の監督状況を定期的及び必要に応じて社長に直接報告する。</u></p> <p><u>(5) 保安委員会に必ず出席する。</u></p> <p><u>(6) その他、設計及び工事の計画の認可及び使用前事業者検査等に係る保安活動並びに使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに関する保安の監督に必要な職務を行う。</u></p> <p><u>2. 設計及び工事の計画の認可及び使用前事業者検査等に係る保安活動並びに使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに従事する者は、取扱主任者による保安のための指示に従う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱主任者は設計及び工事段階から定める</li> </ul>
<p>第 4 章 貯蔵管理</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>(使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保)</p> <p>(巡視点検)</p> <p>(手順の作成)</p> <p>第 2 節 金属キャスクの受入れ・払出し</p> <p>(貯蔵の計画)</p> <p>(金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項)</p> <p>(受入れ金属キャスクの確認)</p>	<p>第 4 章 貯蔵管理</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>(<u>第 11 条</u> 使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保)</p> <p>(<u>第 12 条</u> 巡視点検)</p> <p>(<u>第 13 条</u> 手順の作成)</p> <p>第 2 節 <u>使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ・貯蔵</u>・払出し</p> <p>(<u>第 14 条</u> 貯蔵の計画)</p> <p>(<u>第 15 条</u> <u>使用済燃料を収納した金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項</u>)</p> <p>(<u>第 16 条</u> <u>使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ確認</u>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条番号の追加 (以下同様)</li> <li>記載の適正化</li> </ul>

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>(金属キャスクの運搬)</p> <p>(使用済燃料貯蔵設備の操作)</p> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>(払出し金属キャスクの確認)</p>	<p>(<u>第17条</u> <u>使用済燃料を収納した金属キャスクの運搬</u>)</p> <p>(<u>第18条</u> <u>使用済燃料貯蔵設備の操作</u>)</p> <p>(<u>第19条</u> <u>使用済燃料の貯蔵</u>)</p> <p>(<u>第20条</u> <u>使用済燃料を収納した金属キャスクの払出し確認</u>)</p>	
<p style="text-align: center;">第5章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>(頻度の定義)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 放射性廃棄物管理</p> <p>(<u>第21条</u> <u>放射性固体廃棄物の管理</u>)</p> <p>(<u>第22条</u> <u>放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u>)</p> <p>(<u>事故由来放射性物質の降下物の影響確認</u>)</p> <p><u>第23条 環境・放射線管理GMは、原子炉等規制法に基づく設計及び工事の計画の認可申請書に記載されている設備、機器等（以下「設備、機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により降下物の分布調査を行う。</u></p> <p><u>2. 各GMは、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備、機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとしてセンター内で適切に管理する。</u></p> <p>(<u>第24条</u> <u>放射性液体廃棄物の管理</u>)</p> <p>(<u>第25条</u> <u>頻度の定義</u>)</p>	<p>・設計及び工事段階においてもフォールアウトによる影響が否定できないことから追加</p>
<p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p>(管理区域の設定及び解除)</p> <p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>(管理区域への出入管理)</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>(線量の評価)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p>(<u>第26条</u> <u>管理区域の設定及び解除</u>)</p> <p>(<u>第27条</u> <u>管理区域内における区域区分</u>)</p> <p>(<u>第28条</u> <u>管理区域内における特別措置</u>)</p> <p>(<u>第29条</u> <u>管理区域への出入管理</u>)</p> <p>(<u>第30条</u> <u>管理区域出入者の遵守事項</u>)</p> <p>(<u>第31条</u> <u>周辺監視区域</u>)</p> <p>(<u>第32条</u> <u>線量の評価</u>)</p>	



補 正 前	補 正 後	備 考
<p>(床, 壁等の除染)</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>(協力企業の放射線防護)</p> <p>(頻度の定義)</p>	<p>(<u>第33条</u> 床, 壁等の除染)</p> <p>(<u>第34条</u> 外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>(<u>第35条</u> 放射線計測器類の管理)</p> <p>(<u>第36条</u> 管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>(<u>第37条</u> 協力企業の放射線防護)</p> <p>(<u>第38条</u> 頻度の定義)</p>	
<p style="text-align: center;">第7章 施設管理</p> <p>(施設管理に係る計画, 実施, 評価及び改善)</p> <p>第9条 表7-1に示す使用済燃料貯蔵施設について, 使用済燃料貯蔵の事業の許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し, 使用済燃料貯蔵施設の安全を確保するため, 以下の施設管理に係る計画を定め, 実施, 評価及び改善する。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 施設管理</p> <p>(施設管理に係る計画, 実施, 評価及び改善)</p> <p>第39条 表6に示す使用済燃料貯蔵施設について, 使用済燃料貯蔵事業(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し, 使用済燃料貯蔵施設の安全を確保するため, 以下の施設管理に係る計画を定め, 実施, 評価及び改善する。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(施設管理方針及び施設管理目標)</p> <p>第10条 社長は, 使用済燃料貯蔵施設の安全確保を最優先として, 施設管理の継続的な改善を図るため, 施設管理の現状等を踏まえ, 施設管理方針を定める。また, 社長は, 施設管理の有効性評価の結果を踏まえ, 施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>2 センター長は, 次に掲げる事項について実施する。</p> <p>(1) 施設管理方針に基づき, 管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>(2) 施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ, 施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>(施設管理方針及び施設管理目標)</p> <p>第40条 社長は, 使用済燃料貯蔵施設の安全確保を最優先として, 施設管理の継続的な改善を図るため, 施設管理の現状等を踏まえ, 施設管理方針を定める。また, 社長は, 施設管理の有効性評価の結果を踏まえ, 施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>2 センター長は, 次に掲げる事項について実施する。</p> <p>(1) 施設管理方針に基づき, 管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>(2) 施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ, 施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>(変更なし, 条番号を除く)</p>
<p>(施設管理に係る個別業務計画の策定)</p> <p>第11条 各部長は, 各職位(この規定において「各職位」とは, 第6条に示す組織におけるGM以上の者をいう。)に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。</p> <p>(1) 施設管理対象範囲の選定</p> <p>(2) 施設管理の重要度の設定</p> <p>(3) 施設管理指標の設定, 監視計画の策定及び監視</p> <p>(4) 施設管理に関する計画の策定</p> <p>(5) 施設管理の実施</p> <p>(6) 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置</p>	<p>(施設管理に係る個別業務計画の策定)</p> <p>第41条 各部長は, 各職位(この規定において「各職位」とは, 第6条に示す組織におけるGM以上の者をいう。)に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。</p> <p>(1) 施設管理対象範囲の選定</p> <p>(2) 施設管理の重要度の設定</p> <p>(3) 施設管理指標の設定, 監視計画の策定及び監視</p> <p>(4) 施設管理に関する計画の策定</p> <p>(5) 施設管理の実施</p> <p>(6) 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置</p> <p>(8) 施設管理の有効性評価</p>	<p>・記載の適正化</p>

補正前	補正後	備考
<p>(8) 施設管理の有効性評価  (9) 構成管理  (10) 設計管理  (11) 作業管理  (12) <u>使用前検査及び使用前事業者検査の実施</u>  2__各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。</p>	<p>(9) 構成管理  (10) 設計管理  (11) 作業管理  (12) <u>使用前事業者検査の実施</u>  2__各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。</p>	<p>・使用前検査を削除</p>
<p>(施設管理対象範囲の選定)  第12条 各部長は、使用済燃料貯蔵施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。  (1) 「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要がある設備（表7-1）  (2) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」に適合する必要がある設備（表7-1）</p>	<p>(施設管理対象範囲の選定)  第42条 各部長は、使用済燃料貯蔵施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。  (1) 「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要がある設備（表6）  (2) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」に適合する必要がある設備（表6）</p>	<p>（変更なし、条番号を除く）</p>
<p>(施設管理の重要度の設定)  第13条 表7-1に示す施設を所管する施設所管GM（以下「施設所管GM」という。）は、施設管理対象範囲に対して、使用済燃料貯蔵施設の安全性を確保するため、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。</p>	<p>(施設管理の重要度の設定)  第43条 表6に示す施設を所管するGM（以下「施設所管GM」という。）は、施設管理対象範囲に対して、使用済燃料貯蔵施設の安全性を確保するため、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)  第14条 各部長は、施設管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で施設管理指標を設定する。  2__各部長は、施設所管GMに、施設管理指標ごとに具体的な施設管理目標値を設定させる。  3__各部長は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。  4__各部長は、施設所管GMに、設定した施設管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定めた監視計画を策定させる。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。  5__各部長は、施設所管GMに、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監視を実施させ、その結果を記録させる。</p>	<p>(施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)  第44条 各部長は、施設管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で施設管理指標を設定する。  2__各部長は、施設所管GMに、施設管理指標毎に具体的な施設管理目標値を設定させる。  3__各部長は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。  4__各部長は、施設所管GMに、設定した施設管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定めた監視計画を策定させる。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。  5__各部長は、施設所管GMに、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監視を実施させ、その結果を記録させる。</p>	<p>（変更なし、条番号を除く）</p>
<p>(施設管理に関する計画の策定)  第15条 各部長は、施設管理対象範囲に対し、以下の施設管理の実施に関する計画（計画の始期及び期間に関するものを参照することができるものを含む。）を策定する。  (1) 設計及び工事の計画（本条第2項(1)及び(2)）  (2) 点検の計画（本条第2項(3)）  (3) 特別な施設管理の実施計画（本条第2項(4)）  2__施設所管GMは、施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案した、以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。</p>	<p>(施設管理に関する計画の策定)  第45条 各部長は、施設管理対象範囲に対し、以下の施設管理の実施に関する計画（計画の始期及び期間に関するものを参照することができるものを含む。）を策定する。  (1) 設計及び工事の計画（本条第2項(1)及び(2)）  (2) 点検の計画（本条第2項(3)）  (3) 特別な施設管理の実施計画（本条第2項(4)）  2__施設所管GMは、施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案した、以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。</p>	<p>（変更なし、条番号を除く）</p>

補正前	補正後	備考
<p>(1) 設計の計画 a) 施設所管GMは、設計の実施に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計の計画を策定する。</p> <p>(2) 工事の計画 a) 各職位は、工事の実施（現地工事の開始から使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでの期間中）に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた工事の計画を策定する。 b) 施設所管GMは、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するまでに、自主検査等及び使用前事業者検査の計画を策定する。施設所管GMは、上記の自主検査等及び使用前事業者検査の計画に、検査の具体的な方法、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。</p> <p>(3) 使用前点検の計画 a) 施設所管GMは、<u>使用前検査及び使用前事業者検査の実施後</u>（使用前事業者検査要領書単位）から使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(4) 特別な施設管理の実施計画 a) 施設所管GMは、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った施設管理を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ使用済燃料貯蔵施設の状態に応じた施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。 b) 施設所管GMは、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。 ① 点検の具体的方法 ② 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 ③ 点検の実施時期 3 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。</p>	<p>(1) 設計の計画 a) 施設所管GMは、設計の実施に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計の計画を策定する。</p> <p>(2) 工事の計画 a) 各職位は、工事の実施（現地工事の開始から使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでの期間中）に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた工事の計画を策定する。 b) 施設所管GMは、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するまでに、使用前事業者検査及び自主検査等の計画を策定する。施設所管GMは、上記の使用前事業者検査及び自主検査等の計画に、検査の具体的な方法、所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。</p> <p>(3) 使用前点検の計画 a) 施設所管GMは、使用前事業者検査の実施後（使用前事業者検査要領書単位）から使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(4) 特別な施設管理の実施計画 a) 施設所管GMは、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った施設管理を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ使用済燃料貯蔵施設の状態に応じた施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。 b) 施設所管GMは、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。 ① 点検の具体的方法 ② 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 ③ 点検の実施時期 3 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。</p>	<p>・使用前検査を削除</p> <p>・記載の適正化</p>
<p>(施設管理の実施) 第16条 施設所管GMは、施設管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記録する。</p>	<p>(施設管理の実施) 第46条 施設所管GMは、施設管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記録する。</p>	<p>(変更なし、条番号を除く)</p>
<p>(施設管理の結果の確認・評価) 第17条 施設所管GMは、施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から、所定の時期（所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時）までに、次に掲げる事項を実施する。 (1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成 (2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成 (3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記録の作成 (4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成</p>	<p>(施設管理の結果の確認・評価) 第47条 施設所管GMは、施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から、所定の時期（所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時）までに、次に掲げる事項を実施する。 (1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成 (2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成 (3) 合否判定をもって検証するための使用前事業者検査及び自主検査等の結果の確認・評価及びその記録の作成 (4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成</p>	<p>(変更なし、条番号を除く)</p>

補 正 前	補 正 後	備 考
(5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成	(5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成	
<p>(施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置)</p> <p>第 18 条 施設所管GMは、施設管理の対象となる施設及びプロセスの監視及び点検により、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>(1) 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>2_施設所管GMは、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p>	<p>(施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置)</p> <p>第 48 条 施設所管GMは、施設管理の対象となる施設及びプロセスの監視及び点検により、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>(1) 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</p> <p>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>2_施設所管GMは、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p>	(変更なし、条番号を除く)
<p>(施設管理の有効性評価)</p> <p>第 19 条 各部長は、施設管理から得られた情報等から、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>2_各部長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し、センター長に報告する。なお、施設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせる。</p> <p>(1) 施設管理目標の監視結果</p> <p>(2) 施設管理データの推移</p> <p>(3) トラブル等運転経験</p> <p>(4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係るデータ</p> <p>3_センター長は、各部長が報告した各施設管理の施設管理目標の達成度及び有効性評価から、定期的に施設管理全体の有効性を評価し、施設管理全体が有効に機能していることを確認するとともに、施設管理の継続的な改善につなげる。</p> <p>4_各部長は、施設所管GMに、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録させ、承認する。</p>	<p>(施設管理の有効性評価)</p> <p>第 49 条 各部長は、施設管理から得られた情報等から、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>2_各部長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し、センター長に報告する。なお、施設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせる。</p> <p>(1) 施設管理目標の監視結果</p> <p>(2) 施設管理データの推移</p> <p>(3) トラブル等の経験</p> <p>(4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係るデータ</p> <p>3_センター長は、各部長が報告した各施設管理の施設管理目標の達成度及び有効性評価から、定期的に施設管理全体の有効性を評価し、施設管理全体が有効に機能していることを確認するとともに、施設管理の継続的な改善につなげる。</p> <p>4_各部長は、施設所管GMに、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録させ、承認する。</p>	(変更なし、条番号を除く)
<p>(構成管理)</p> <p>第 20 条 施設所管GMは、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。</p> <p>(1) 設計要件 (第 5 条 7.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、<u>          </u>及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第 5 条 7.3 で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報 (構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成 (実際の構築物、系統、<u>          </u>及び機器をいう。)</p>	<p>(構成管理)</p> <p>第 50 条 施設所管GMは、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。</p> <p>(1) 設計要件 (第 4 条 7.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第 4 条 7.3 で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報 (構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成 (実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p>	・記載の適正化
<p>(情報共有)</p> <p>第 21 条 施設所管GMは、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報について、リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議<u>他</u>において他の事業者と共有する。</p>	<p>(情報共有)</p> <p>第 51 条 施設所管GMは、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報について、<u>ニューシア登録情報及び</u>リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議において他の事業者と共有する。</p>	<p>・ニューシアを追加</p> <p>・記載の適正化</p>

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>(設計管理)</p> <p>第 <u>22</u> 条 施設所管GMは、使用済燃料貯蔵施設の工事を行う場合、第 <u>5</u> 条 7.3 の適用対象となる。<u>設備、施設、ソフトウェア</u>に関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 <u>施設所管GM</u>は、前項において第 <u>5</u> 条 7.3 の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。</p> <p>(1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 <u>前項</u>における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。</p>	<p>(設計管理)</p> <p>第 <u>52</u> 条 施設所管GMは、使用済燃料貯蔵施設の工事を行う場合、第 <u>4</u> 条 7.3 の適用対象となる<u>施設、設備及びソフトウェア</u>に関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. <u>施設所管GM</u>は、前項において第 <u>4</u> 条 7.3 の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。</p> <p>(1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」の規定及び<u>使用済燃料貯蔵事業(変更)</u>許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. <u>前項</u>における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(作業管理)</p> <p>第 <u>23</u> 条 施設所管GMは、設計のアウトプットに基づき工事を実施する。</p> <p>2 <u>施設所管GM</u>は、使用済燃料貯蔵施設の工事及び点検を行う場合、使用済燃料貯蔵施設の安全を確保するため、次に掲げる事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による<u>作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u></p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵施設の使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取</p> <p>(3) 作業工程の管理</p> <p>(4) 使用済燃料貯蔵施設の使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>3 <u>施設所管GM</u>は、前項の作業管理の実績を確認し、使用済燃料貯蔵施設の安全が確保されていることを評価し記録する。</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第 <u>53</u> 条 施設所管GMは、設計のアウトプットに基づき工事を実施する。</p> <p>2. <u>施設所管GM</u>は、使用済燃料貯蔵施設の工事及び点検を行う場合、使用済燃料貯蔵施設の安全を確保するため、次に掲げる事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子力施設及び周辺環境への<u>悪影響防止</u></p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵施設の使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取</p> <p>(3) 作業工程の管理</p> <p>(4) 使用済燃料貯蔵施設の使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>3. <u>施設所管GM</u>は、前項の作業管理の実績を確認し、使用済燃料貯蔵施設の安全が確保されていることを評価し記録する。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第 <u>24</u> 条 センター長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる使用済燃料貯蔵施設について、設置又は変更の工事に<u>あたり</u>、設工認に従って行われたものであること、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p><u>なお、旧法に基づく使用前検査の準備についても、同様に準備するものとする。</u></p> <p>2 <u>技術GM</u>は、第 <u>6</u> 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した<u>組織</u>とは別の<u>組織</u>の者を検査実施GMとして指名する。</p> <p>3 <u>検査実施GM</u>は、<u>自ら検査実施責任者となるか、第6条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</u></p> <p>4 <u>前項</u>の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の使用済燃料貯蔵施設施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第 <u>54</u> 条 センター長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる使用済燃料貯蔵施設について、設置又は変更の工事に<u>当たり</u>、設工認に従って行われたものであること、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. <u>技術GM</u>は、第 <u>5</u> 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した<u>者</u>とは別の<u>者</u>を検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. <u>検査実施責任者</u>は、<u>第5条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮したものとする。</u></p> <p>4. <u>前項</u>の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の使用済燃料貯蔵施設が以下の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・使用前検査に係る記述を削除</p>

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の使用済燃料貯蔵施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>5 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、<u>検査員</u>として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第6条に定める保安に関する組織の者のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した者とは別の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した者とは別の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>6 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する<u>検査員</u>の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7 各GMIは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の使用済燃料貯蔵施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a 設工認に従って行われたものであること</p> <p>b 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>5 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査判定者に行わせることができる。このとき、<u>検査判定者</u>として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した者とは別の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した者とは別の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>6 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する<u>検査判定者</u>の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7 各GMIは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	
<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>(使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p>	<p>(<u>第55条</u> 定期事業者検査の実施)</p> <p>(<u>第56条</u> 使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p>	<p>・条番号追記（以下同じ）</p>
<p style="text-align: center;">第8章 緊急時の措置</p> <p>第1節 緊急時の措置 (原子力防災組織)</p> <p>(原子力防災組織の要員)</p> <p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>(原子力防災資機材等)</p> <p>(通報経路)</p> <p>(緊急時演習)</p>	<p style="text-align: center;">第8章 緊急時の措置</p> <p>第1節 緊急時の措置 (<u>第57条</u> 原子力防災組織)</p> <p>(<u>第58条</u> 原子力防災組織の要員)</p> <p>(<u>第59条</u> 緊急作業従事者の選定)</p> <p>(<u>第60条</u> 原子力防災資機材等)</p> <p>(<u>第61条</u> 通報経路)</p> <p>(<u>第62条</u> 緊急時演習)</p>	<p>・条番号追記（以下同じ）</p>

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>(通報)</p> <p>(原子力防災態勢の発令)</p> <p>(応急措置)</p> <p>(緊急時における活動)</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等)</p> <p>(原子力防災態勢の解除)</p> <p>第2節 異常時の措置 (異常時の基本的な対応)</p> <p>(地震・火災等発生時の対応)</p> <p>(電源機能喪失時の対応)</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>(異常収束後の措置)</p>	<p>(<u>第63条</u> 通報)</p> <p>(<u>第64条</u> 原子力防災態勢の発令)</p> <p>(<u>第65条</u> 応急措置)</p> <p>(<u>第66条</u> 緊急時における活動)</p> <p>(<u>第67条</u> 緊急作業従事者の線量管理等)</p> <p>(<u>第68条</u> 原子力防災態勢の解除)</p> <p>第2節 異常時の措置 (<u>第69条</u> 異常時の基本的な対応)</p> <p>(<u>第70条</u> 地震・火災等発生時の対応)</p> <p>(<u>第71条</u> 電源機能喪失時の対応)</p> <p>(<u>第72条</u> 異常時の措置)</p> <p>(<u>第73条</u> 異常収束後の措置)</p>	
<p>第9章 保安教育</p> <p>(センター員への保安教育)</p> <p>第<u>25</u>条 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行うセンター員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「教育及び訓練マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 総務GMは、毎年度、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行うセンター員への保安教育実施計画を表<u>25-1</u>の実施方針に基づいて作成し、センター長の承認を得る。</p> <p>(2) 総務GMは、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第<u>8</u>第2項に基づき保安委員会の承認を得る。</p> <p>(3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。総務GMは、年度毎に実施結果をセンター長へ報告する。ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している<u>もの</u>と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 総務GMは、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>第9章 保安教育</p> <p>(センター員への保安教育)</p> <p>第<u>74</u>条 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行うセンター員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「教育及び訓練マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 総務GMは、毎年度、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行うセンター員への保安教育実施計画を表<u>74</u>の実施方針に基づいて作成し、<u>取扱主任者の確認を得て</u>センター長の承認を得る。</p> <p>(2) 総務GMは、(1)の保安教育実施計画の策定に<u>当たり</u>、第<u>7</u>条第2項に基づき保安委員会の承認を得る。</p> <p>(3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。総務GMは、年度毎に実施結果をセンター長へ報告する。</p> <p>ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 総務GMは、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>・記載の適正化</p>

補正前

補正後

備考

表 25-1 センター員への保安教育実施方針

保安教育の内容					対象者及び教育時間 <sup>※2</sup>	
大分類	中分類 (貯蔵規則第37条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	操作を行う者	操作を行う者以外の者 (管理を行う者含む)
入所時に実施する教育 <sup>※1</sup>	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	入所時 (新規配属時)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
		使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること	使用済燃料貯蔵施設のしくみ		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	設備概要、主要設備の機能	金属キャスク等主要機器の構造、性能及び操作に関する概要	◎ (0.5時間以上)		○ (0.5時間以上)	

保安教育の内容					対象者及び教育時間 <sup>※2</sup>	
大分類	中分類 (貯蔵規則第37条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	操作を行う者	操作を行う者以外の者 (管理を行う者含む)
その他反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	使用済燃料貯蔵施設保安規定	保安規定(総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	1回/ 10年毎以上	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)
		設備概要、主要設備の機能	金属キャスク等主要機器の操作に関する概要		◎ (0.5時間以上)	×

※1：各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

- ◎：全員が教育の対象
- ：業務に関連する者が教育の対象
- ×：教育の対象外
- ( )：合計の教育時間

表 74 センター員への保安教育実施方針

保安教育の内容					対象者及び教育時間 <sup>※2</sup>		
大分類	中分類 (貯蔵規則第37条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者		事務系センター員
					金属キャスクの操作を行う者 <sup>※3</sup>	金属キャスクの操作を行う者以外の技術系センター員	
入所時に実施する教育 <sup>※1</sup>	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	入所時 (新規配属時)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
		使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること	使用済燃料貯蔵施設のしくみ		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	設備概要、主要設備の機能	金属キャスクの構造、性能及び操作に関する概要	◎ (0.5時間以上)		○ (0.5時間以上)	二	
その他反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	使用済燃料貯蔵施設保安規定	保安規定(第1章、第2章、第3章、第9章、第10章)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	1回/10年毎以上	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
		設備概要、主要設備の機能	金属キャスクの操作に関する概要		◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	二

※1：各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

- ◎：全員が教育の対象
- ：業務に関連する者が教育の対象
- 二：教育の対象外
- ( )：合計の教育時間

※3：金属キャスクの操作を行う者とは、金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出しを行う者をいう。

・教育対象者の区分細分化



補 正 前	補 正 後	備 考
<p>(協力企業従業員への保安教育)</p>	<p>(協力企業従業員への保安教育)</p> <p><u>第 75 条 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に関する業務を行う協力企業従業員への保安教育を実施するに当たり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「教育及び訓練マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 各GMは、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に関する業務を協力企業に行わせる場合は、毎年度、当該業務に従事する協力企業従業員に対し、表75の実施方針のうち「使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に関する業務を行う者」に基づく保安教育実施計画を定めていることを確認し、取扱主任者の確認を得てセンター長の承認を得る。</u></p> <p><u>また、各GMは、保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、年度毎に、実施結果をセンター長へ報告する。</u></p> <p><u>(2) 各GMは、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に関する業務以外を協力企業に行わせる場合は、当該協力企業従業員のセンター入所時に安全上必要な教育が表75の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。</u></p> <p><u>(3) 各GMは、上記(1)から(2)の協力企業従業員への教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</u></p> <p><u>ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。</u></p>	<p>・協力企業従業員の保安教育について設計及び工事の段階から定める。</p>

補正前

補正後

備考

表 75 協力企業従業員への保安教育実施方針

保安教育の内容					対象者及び教育時間 <sup>※2</sup>		
					使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に関する業務を行う者		使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に関する業務を行う者以外の者
大分類	中分類 貯蔵規則 第37条 の内容	小分類 (項目)	内容	実施時期	金属キャスクの操作に関する業務を行う者 <sup>※3</sup>	金属キャスクの操作に関する業務を行う者以外の者	
入所時に実施する教育 <sup>※1</sup>	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	入所時 (新規配属時)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
		使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること	使用済燃料貯蔵施設のしくみ		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
		設備概要、主要設備の操作	金属キャスクの構造、性能及び操作に関する概要		◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	＝
その他 反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	使用済燃料貯蔵施設保安規定	保安規定(第1章、第2章、第3章、第9章、第10章)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	1回/10年毎以上	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
		使用済燃料貯蔵施設の操作に関すること	設備概要、主要設備の操作		金属キャスクの操作に関する概要	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)

※1：各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象

○：業務に関連する者が教育の対象

＝：教育の対象外

( )：合計の教育時間

※3：金属キャスクの操作に関する業務を行う者とは、金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出しを行う者をいう。

補正前	補正後	備考																					
	<p align="center">第10章 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価</p> <p>(第76条 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価について項目を追記</li> </ul>																					
<p align="center">第10章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第26条 組織は、表26-1、表26-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>	<p align="center">第11章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第77条 組織は、表77-1から表77-4に定める保安に関する記録を適正に作成(表77-2(1)を除く。)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用前確認の記録の明確化</li> <li>記載の適正化</li> </ul>																					
<p>表26-1 保安記録(8/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び保存責任者</th> <th>保存期間</th> <th>表27-1に基づき記録が発生する段階※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵規則第6条の4に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>検査実施責任者</td> <td>当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>貯蔵規則第14条に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>検査実施責任者</td> <td>その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後5年が経過するまでの間</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ①：設計及び工事段階 ②：金属キャスクを搬入する前まで</p>	記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表27-1に基づき記録が発生する段階※	貯蔵規則第6条の4に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間	①	貯蔵規則第14条に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後5年が経過するまでの間	②	<p align="center">表77-1 使用前事業者検査の記録(貯蔵規則第6条の3に基づく記録)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	(1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯蔵規則の条の順による記載 (6条の3→27条の順)</li> <li>今回申請に係る記録のみを記載 貯蔵規則〈6条の3〉 使用前事業者検査の記録</li> </ul>
記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表27-1に基づき記録が発生する段階※																			
貯蔵規則第6条の4に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間	①																			
貯蔵規則第14条に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後5年が経過するまでの間	②																			
記録事項	記録すべき場合	保存期間																					
(1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間																					

補正前

表 26-1 保安記録 (1/8)

記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階※
1. 使用済燃料貯蔵施設の施設管理 (第 31 条第 1 項に規定するものをいう。以下この表において同じ。) に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理を実施した担当 GM	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	①
(2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当 GM	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	①
(3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理を実施した担当 GM	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	①
2. 操作記録 (法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。) (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	受入れの都度	②の段階で定める。	②	②
(2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	配置又は配置替えの都度	②の段階で定める。	次の配置又は配置替えのときまでの期間	②
(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	連続して。ただし、貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器 (溶接により密封する構造のものを除く。) に封入して貯蔵する場合にあっては受入れの都度及び連続してとする。	②の段階で定める。	②	②

※ ①：設計及び工事段階 ②：金属キャスクを搬入する前まで

表 26-1 保安記録 (2/8)

記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階※
(4) 使用済燃料を封入した容器 (溶接により密封する構造の容器を除く。) の蓋部の密封監視のための蓋間圧力	連続して	②の段階で定める。	②	②
(5) 使用済燃料貯蔵施設から払い出した使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れから払出しまでの期間	払出しの都度	②の段階で定める。	10 年間	②
(6) 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度及び圧力	連続して	②の段階で定める。	1 年間	②
(7) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	②の段階で定める。	1 年間	②
(8) 保安規定に定める使用済燃料貯蔵施設の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	②の段階で定める。	1 年間	②

※ ①：設計及び工事段階 ②：金属キャスクを搬入する前まで

補正後

表 77-2 使用済燃料貯蔵施設の施設管理に係る記録 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)

記録事項	記録すべき場合	保存期間
(1) 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
(2) 貯蔵規則第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
(2) 貯蔵規則第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間

備考

- ・貯蔵規則の条の順による記載 (6 条の 3→27 条の順)
- ・今回申請に係る記録のみを記載 (貯蔵規則 (27 条) 施設管理に係る記録)

補正前

補正後

備考

表 26-1 保安記録 (3/8)

記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階※
(9) 貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器 (溶接により密封する構造のものを除く。)に封入して貯蔵する場合にあつては次の記録 (1) 使用済燃料を封入した容器の記録 (i) 外観 (ii) 漏えい率 (iii) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (iv) 表面及び表面から 1メートルの距離における線量当量率 (v) 容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観 (vi) 吊り上げられるため及び使用済燃料貯蔵施設内部の床面に固定されるために必要な装置の外観 (vii) 重量 (viii) 表面の放射性物質の密度 (2) 使用済燃料の記録 (i) 外観 (ii) 燃焼度 (iii) 取出しから容器への封入までの期間 (iv) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	受入れの都度	(②)の段階で定める)	払出しまでの期間	②

※ ①：設計及び工事段階 ②：金属キャスクを搬入する前まで

表 26-1 保安記録 (4/8)

記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階※
3. 放射線管理記録 (1) 使用済燃料貯蔵設備本体 (法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。), 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日貯蔵中 1 回。 ただし、法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合にあつては毎週 1 回とする。	(②)の段階で定める)	10 年間	②
(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	(②)の段階で定める)	10 年間	②

※ ①：設計及び工事段階 ②：金属キャスクを搬入する前まで

・今回申請に係る記録のみを記載

補 正 前

補 正 後

備 考

表 26-1 保安記録 (5 / 8)

記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階※
(3) 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量, 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用済燃料貯蔵事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の 4 月 1 日, 7 月 1 日, 10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により使用済燃料貯蔵事業者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回, 3 月間の線量にあつては 3 月ごとに 1 回, 1 月間の線量にあつては 1 月ごとに 1 回	(②の段階で定める)	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②
(4) 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間に於いて毎年度 1 回 (上欄に掲げる当該 1 年以降に限る。)	(②の段階で定める)	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②
(5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	(②の段階で定める)	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②

※ ①: 設計及び工事段階 ②: 金属キャスクを搬入する前まで

表 26-1 保安記録 (6 / 8)

記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階※
(6) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	(②の段階で定める)	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②
(7) 事業所の外において運搬した使用済燃料等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	(②の段階で定める)	1 年間	②
(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法	廃棄の都度	(②の段階で定める)	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②
(9) 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法	封入又は固型化の都度	(②の段階で定める)	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②
(10) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には, その状況及び担当者の氏名	広がり防止及び除去の都度	(②の段階で定める)	1 年間	②
4. 使用済燃料貯蔵施設等の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	(②の段階で定める)	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②

※ ①: 設計及び工事段階 ②: 金属キャスクを搬入する前まで

・今回申請に係る記録のみを記載

補正前

記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階※
(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	(②の段階で定める)	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②
(3) 事故の原因	その都度	(②の段階で定める)	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②
(4) 事故後の処置	その都度	(②の段階で定める)	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②
5. 保安教育の記録	策定の都度	総務GM	5 年間	①
(1) 保安教育の実施計画				
(2) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	総務GM	5 年間	①
(3) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	総務GM	5 年間	①
6. 第 35 条の 2 第 1 項各号の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果	評価の都度	技術GM	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②

※ ①：設計及び工事段階 ②：金属キャスクを搬入する前まで

補正後

表 77-3 保安教育の記録 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)

記録事項	記録すべき場合	保存期間
(1) 保安教育の実施計画	策定の都度	5 年間
(2) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	5 年間
(3) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	5 年間

備考

- ・貯蔵規則の条の順による記載 (6 条の 3 → 27 条の順)
- ・今回申請に係る記録のみを記載 (貯蔵規則 (27 条) 保安教育の記録)

補正前	補正後	備考																																																																																																																											
<p>表 26-2 保安記録（品質マネジメントシステム関連）（1/2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 5 条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)～d)に定める文書</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) マネジメントレビューの結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(6) 設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(7) 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(8) 設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(9) 設計開発の変更に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(10) 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(11) 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> </tbody> </table>	記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書			第 5 条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)～d)に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年	(2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5 年	(3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録	作成の都度	5 年	(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5 年	(6) 設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(7) 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(8) 設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(9) 設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5 年	(10) 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(11) 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	<p>表 77-4 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書 第 4 条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)～d)に定める文書</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) マネジメントレビューの結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(6) 設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(7) 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(8) 設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(9) 設計開発の変更に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(10) 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(11) 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合（必要に応じて）の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(15) 校正又は検証の根拠の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(18) 内部監査結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録）</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置（特別採用を含む）に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 77-1, 2, 3 を適用する場合は、本表を適用しない。</p>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書 第 4 条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)～d)に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年	(2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5 年	(3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録	作成の都度	5 年	(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5 年	(6) 設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(7) 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(8) 設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(9) 設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5 年	(10) 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(11) 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5 年	(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5 年	(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合（必要に応じて）の記録	作成の都度	5 年	(15) 校正又は検証の根拠の記録	作成の都度	5 年	(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5 年	(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5 年	(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5 年	(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録）	作成の都度	5 年	(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5 年	(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置（特別採用を含む）に係る記録	作成の都度	5 年	(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録	作成の都度	5 年	(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯蔵規則の条の順による記載 (6 条の 3→27 条の順)</li> <li>記載の適正化</li> </ul>
記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																																																																																																																											
1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書																																																																																																																													
第 5 条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)～d)に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間																																																																																																																											
2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録																																																																																																																													
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(6) 設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(7) 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(8) 設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(9) 設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(10) 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(11) 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
記録事項	記録すべき場合	保存期間																																																																																																																											
1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書 第 4 条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)～d)に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間																																																																																																																											
2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録																																																																																																																													
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(6) 設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(7) 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(8) 設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(9) 設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(10) 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(11) 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合（必要に応じて）の記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(15) 校正又は検証の根拠の記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録）	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置（特別採用を含む）に係る記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											
(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5 年																																																																																																																											



補 正 前	補 正 後	備 考																																							
<p>表 26-2 保安記録 (品質マネジメントシステム関連) (2 / 2)</p> <table border="1" data-bbox="160 323 1288 1436"> <thead> <tr> <th>記録 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合 (必要に応じて)の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(15) 校正又は検証の根拠の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における, 従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(18) 内部監査結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録 (必要に応じ, 検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録)</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む)に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 26-1 を適用する場合は, 本表を適用しない。</p>	記録 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5 年	(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5 年	(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合 (必要に応じて)の記録	作成の都度	5 年	(15) 校正又は検証の根拠の記録	作成の都度	5 年	(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における, 従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5 年	(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5 年	(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5 年	(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録 (必要に応じ, 検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録)	作成の都度	5 年	(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5 年	(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む)に係る記録	作成の都度	5 年	(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録	作成の都度	5 年	(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5 年		<p>・表の統合</p>
記録 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間																																							
(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5 年																																							
(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5 年																																							
(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合 (必要に応じて)の記録	作成の都度	5 年																																							
(15) 校正又は検証の根拠の記録	作成の都度	5 年																																							
(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における, 従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5 年																																							
(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5 年																																							
(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5 年																																							
(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録 (必要に応じ, 検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録)	作成の都度	5 年																																							
(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5 年																																							
(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む)に係る記録	作成の都度	5 年																																							
(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録	作成の都度	5 年																																							
(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5 年																																							
<p>(報 告)</p>	<p>(第 78 条 報 告)</p>																																								
<p>第 11 章 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに定める事項</p> <p>(使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに定める事項)</p> <p>第 27 条 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに, 表 27-1 に示す事項を定めて認可を受ける。また, この規定の条文についても, 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに, 段階的に必要な変更を行い, 認可を受ける。</p>	<p>第 12 章 使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項</p> <p>(使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項)</p> <p>第 79 条 使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに, 表 79 に示す事項を定めて認可を受ける。また, この規定の条文についても, 使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに必要な変更を行い, 認可を受ける。</p>	<p>・金属キャスクの状態明確化 (以下同じ)</p>																																							

補正前				補正後				備考
表 27-1 保安規定に段階的に定める事項 (1/3)				表 79 保安規定に段階的に定める事項 (1/3)				・記載の適正化  ・金属キャスクの状態明確化 (以下同じ)
保安規定目次		設計及び工事段階	金属キャスクを搬入する前まで	【凡例】		◎：設計及び工事段階から規定 ○：設計及び工事段階から一部規定 △：使用済燃料を収納した金属キャスク搬入前までに規定		
第1章 <総則>				保安規定条項				定める時期
第1条 目的				○	○	第1章 <総則>		
第2条 適用範囲				○	○	第1条 目的		◎
第3条 規定の遵守				○	○	第2条 基本方針		◎
第4条 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上				○	○	第3条 関係法令及び保安規定の遵守		◎
第2章 <品質保証>				第2章 <品質マネジメントシステム>				
第5条 品質マネジメントシステム計画				○	○	第4条 品質マネジメントシステム計画		◎
第3章 <保安管理体制>				第3章 <保安管理体制>				
第6条 保安に関する組織				○	○	第5条 保安に関する組織		◎
第7条 保安に関する職務				○	○	第6条 保安に関する職務		◎
第8条 使用済燃料貯蔵施設保安委員会 (使用済燃料取扱主任者の選任)				○	○	第7条 使用済燃料貯蔵施設保安委員会		◎
第8条 使用済燃料貯蔵施設保安委員会 (使用済燃料取扱主任者の職務等)				○	○	第8条 技術情報検討会議		◎
第4章 <貯蔵管理>				第4章 <貯蔵管理>				
第1節 通則 (使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保)				○	○	第9条 使用済燃料取扱主任者の選任		◎
第1節 通則 (巡視点検)				○	○	第10条 使用済燃料取扱主任者の職務等		◎
第1節 通則 (手順の作成)				○	○	第11条 使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保		△
第2節 金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出し (貯蔵の計画)				○	○	第12条 巡視点検		△
第2節 金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出し (金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項)				○	○	第13条 手順の作成		△
第2節 金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出し (受入れ金属キャスクの確認)				○	○	第14条 貯蔵の計画		△
第2節 金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出し (金属キャスクの運搬)				○	○	第15条 使用済燃料を収納した金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項		△
第2節 金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出し (使用済燃料貯蔵設備の操作)				○	○	第16条 使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ確認		△
第2節 金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出し (使用済燃料の貯蔵)				○	○	第17条 使用済燃料を収納した金属キャスクの運搬		△
第2節 金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出し (払出し金属キャスクの確認)				○	○	第18条 使用済燃料貯蔵設備の操作		△
第5章 <放射性廃棄物管理>				第5章 <放射性廃棄物管理>				
(放射性固体廃棄物の管理)				○	○	第19条 使用済燃料の貯蔵		△
(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)				○	○	第20条 使用済燃料を収納した金属キャスクの払出し確認		△
(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)				○	○	第21条 放射性固体廃棄物の管理		△
(放射性液体廃棄物の管理)				○	○	第22条 放射性廃棄物でない廃棄物の管理		△
(頻度の定義)				○	○	第23条 事故由来放射性物質の降下物の影響確認		◎
第6章 <放射線管理>				第6章 <放射線管理>				
(管理区域の設定及び解除)				○	○	第24条 放射性液体廃棄物の管理		△
(管理区域内における区域区分)				○	○	第25条 頻度の定義		△
(管理区域内における特別措置)				○	○			
(管理区域への出入管理)				○	○			
(管理区域出入者の遵守事項)				○	○			
(周辺監視区域)				○	○			
(線量の評価)				○	○			
(床、壁等の除染)				○	○			
(外部放射線に係る線量当量率等の測定)				○	○			
(放射線計測器類の管理)				○	○			
(管理区域外等への搬出及び運搬)				○	○			
(協力企業の放射線防護)				○	○			
(頻度の定義)				○	○			

補正前				補正後			備考
表 27-1 保安規定に段階的に定める事項 (2/3)				表 79 保安規定に段階的に定める事項 (2/3)			・記載の適正化
保安規定目次		設計及び工事段階	金属キヤスクを搬入する前まで	保安規定条項		定める時期	
第6章 <放射線管理>				第6章 <放射線管理>			
	(管理区域の設定及び解除)	—	○	(第26条 管理区域の設定及び解除)		△	
	(管理区域内における区域区分)	—	○	(第27条 管理区域内における区域区分)		△	
	(管理区域内における特別措置)	—	○	(第28条 管理区域内における特別措置)		△	
	(管理区域への出入管理)	—	○	(第29条 管理区域への出入管理)		△	
	(管理区域出入者の遵守事項)	—	○	(第30条 管理区域出入者の遵守事項)		△	
	(周辺監視区域)	—	○	(第31条 周辺監視区域)		△	
	(線量の評価)	—	○	(第32条 線量の評価)		△	
	(床、壁等の除染)	—	○	(第33条 床、壁等の除染)		△	
	(外部放射線に係る線量当量率等の測定)	—	○	(第34条 外部放射線に係る線量当量率等の測定)		△	
	(放射線計測器類の管理)	—	○	(第35条 放射線計測器類の管理)		△	
	(管理区域外等への搬出及び運搬)	—	○	(第36条 管理区域外等への搬出及び運搬)		△	
	(協力企業の放射線防護)	—	○	(第37条 協力企業の放射線防護)		△	
	(頻度の定義)	—	○	(第38条 頻度の定義)		△	
第7章 <施設管理>				第7章 <施設管理>			
	第9条 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	○	○	第39条 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善		◎	
	第10条 施設管理方針及び施設管理目標	○	○	第40条 施設管理方針及び施設管理目標		◎	
	第11条 施設管理に係る個別業務計画の策定	○	○	第41条 施設管理に係る個別業務計画の策定		◎	
	第12条 施設管理対象範囲の選定	○	○	第42条 施設管理対象範囲の選定		◎	
	第13条 施設管理の重要度の設定	○	○	第43条 施設管理の重要度の設定		◎	
	第14条 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	○	○	第44条 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視		◎	
	第15条 施設管理に関する計画の策定	○	○	第45条 施設管理に関する計画の策定		◎	
	第16条 施設管理の実施	○	○	第46条 施設管理の実施		◎	
	第17条 施設管理の結果の確認・評価	○	○	第47条 施設管理の結果の確認・評価		◎	
	第18条 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	○	○	第48条 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置		◎	
	第19条 施設管理活動の有効性評価	○	○	第49条 施設管理活動の有効性評価		◎	
	第20条 構成管理	○	○	第50条 構成管理		◎	
	第21条 情報共有	○	○	第51条 情報共有		◎	
	第22条 設計管理	○	○	第52条 設計管理		◎	
	第23条 作業管理	○	○	第53条 作業管理		◎	
	第24条 使用前事業者検査の実施	○	○	第54条 使用前事業者検査の実施		◎	
	(定期事業者検査の実施)	—	○	(第55条 定期事業者検査の実施)		△	
	(使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)	—	○	(第56条 使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)		△	

補正前				補正後			備考		
表 27-1 保安規定に段階的に定める事項 (3/3)				表 79 保安規定に段階的に定める事項 (3/3)			・記載の適正化		
保安規定目次		設計及び工事段階	金属キャスクを搬入する前まで	保安規定条項		定める時期			
第8章 <緊急時の措置>				第8章 <緊急時の措置>			・使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価についても設計及び工事段階から規定 ・金属キャスクの状態明確化		
第1節 緊急時の措置	(原子力防災組織)	—	○	第1節 緊急時の措置	(第57条 原子力防災組織)	△			
	(原子力防災組織の要員)	—	○		(第58条 原子力防災組織の要員)	△			
	(緊急作業従事者の選定)	—	○		(第59条 緊急作業従事者の選定)	△			
	(原子力防災資機材等)	—	○		(第60条 原子力防災資機材等)	△			
	(通報経路)	—	○		(第61条 通報経路)	△			
	(緊急時演習)	—	○		(第62条 緊急時演習)	△			
	(通報)	—	○		(第63条 通報)	△			
	(原子力防災態勢の発令)	—	○		(第64条 原子力防災態勢の発令)	△			
	(応急措置)	—	○		(第65条 応急措置)	△			
	(緊急時における活動)	—	○		(第66条 緊急時における活動)	△			
	(緊急作業従事者の線量管理等)	—	○		(第67条 緊急作業従事者の線量管理等)	△			
	(原子力防災態勢の解除)	—	○		(第68条 原子力防災態勢の解除)	△			
	第2節 異常時の措置	(異常時の基本的な対応)	—		○	第2節 異常時の措置		(第69条 異常時の基本的な対応)	△
		(地震・火災等発生時の対応)	—		○			(第70条 地震・火災等発生時の対応)	△
(電源機能喪失時の対応)		—	○	(第71条 電源機能喪失時の対応)	△				
(異常時の措置)		—	○	(第72条 異常時の措置)	△				
(異常収束後の措置)		—	○	(第73条 異常収束後の措置)	△				
第9章 <保安教育>				第9章 <保安教育>					
	第25条 センター員への保安教育	○	○	第74条 センター員への保安教育	○				
	(協力企業従業員への保安教育)	—	○	第75条 協力企業従業員への保安教育	○				
第10章 <記録及び報告>				第10章 <使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価>					
	第26条 記録	○	○	第76条 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価	△				
	(報告)	—	○						
第11章 <使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項>				第11章 <記録及び報告>					
	第27条 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項	○	○	第77条 記録	○				
				(第78条 報告)	△				
<附則>				第12章 <使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項>					
				第79条 使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項	◎				

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>附則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日<u>から</u>社長が指定する日より施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日<u>以降</u>、社長が指定する日より施行する。</p>	<p>・記載の適正化</p>

リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定

リサイクル燃料備蓄センター  
使用済燃料貯蔵施設保安規定

リサイクル燃料貯蔵株式会社

## 改正 来 歴

改正	年 月 日	改正内容
0	認可：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日	「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（2020年4月1日施行） 第43条の20第1項の規定に基づき制定



## 目 次

第1章 総則	1-1
第1条 目的	1-1
第2条 基本方針	1-1
第3条 関係法令及び保安規定の遵守	1-1
第2章 品質マネジメントシステム	2-1
第4条 品質マネジメントシステム計画	2-1
第3章 保安管理体制	3-1
第5条 保安に関する組織	3-1
第6条 保安に関する職務	3-2
第7条 使用済燃料貯蔵施設保安委員会	3-3
第8条 技術情報検討会議	3-3
第9条 使用済燃料取扱主任者の選任	3-3
第10条 使用済燃料取扱主任者の職務等	3-4
第4章 貯蔵管理	4-1
第1節 通則	4-1
(第11条 使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保)	4-1
(第12条 巡視点検)	4-1
(第13条 手順の作成)	4-1
第2節 使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出し	4-1
(第14条 貯蔵の計画)	4-1
(第15条 使用済燃料を収納した金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項)	4-1
(第16条 使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ確認)	4-1
(第17条 使用済燃料を収納した金属キャスクの運搬)	4-1
(第18条 使用済燃料貯蔵設備の操作)	4-1
(第19条 使用済燃料の貯蔵)	4-1
(第20条 使用済燃料を収納した金属キャスクの払出し確認)	4-1
第5章 放射性廃棄物管理	5-1
(第21条 放射性固体廃棄物の管理)	5-1
(第22条 放射性廃棄物でない廃棄物の管理)	5-1
第23条 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	5-1
(第24条 放射性液体廃棄物の管理)	5-1
(第25条 頻度の定義)	5-1

第6章 放射線管理	6-1
(第26条 管理区域の設定及び解除)	6-1
(第27条 管理区域内における区域区分)	6-1
(第28条 管理区域内における特別措置)	6-1
(第29条 管理区域への出入管理)	6-1
(第30条 管理区域出入者の遵守事項)	6-1
(第31条 周辺監視区域)	6-1
(第32条 線量の評価)	6-1
(第33条 床、壁等の除染)	6-1
(第34条 外部放射線に係る線量当量率等の測定)	6-1
(第35条 放射線計測器類の管理)	6-1
(第36条 管理区域外等への搬出及び運搬)	6-1
(第37条 協力企業の放射線防護)	6-1
(第38条 頻度の定義)	6-1
第7章 施設管理	7-1
第39条 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	7-1
第40条 施設管理方針及び施設管理目標	7-1
第41条 施設管理に係る個別業務計画の策定	7-1
第42条 施設管理対象範囲の選定	7-1
第43条 施設管理の重要度の設定	7-2
第44条 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	7-2
第45条 施設管理に関する計画の策定	7-2
第46条 施設管理の実施	7-3
第47条 施設管理の結果の確認・評価	7-3
第48条 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	7-3
第49条 施設管理の有効性評価	7-4
第50条 構成管理	7-4
第51条 情報共有	7-4
第52条 設計管理	7-4
第53条 作業管理	7-5
第54条 使用前事業者検査の実施	7-5
(第55条 定期事業者検査の実施)	7-6
(第56条 使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び 長期施設管理方針)	7-6

第8章 緊急時の措置	8-1
第1節 緊急時の措置	8-1
(第57条 原子力防災組織)	8-1
(第58条 原子力防災組織の要員)	8-1
(第59条 緊急作業従事者の選定)	8-1
(第60条 原子力防災資機材等)	8-1
(第61条 通報経路)	8-1
(第62条 緊急時演習)	8-1
(第63条 通報)	8-1
(第64条 原子力防災態勢の発令)	8-1
(第65条 応急措置)	8-1
(第66条 緊急時における活動)	8-1
(第67条 緊急作業従事者の線量管理等)	8-1
(第68条 原子力防災態勢の解除)	8-1
第2節 異常時の措置	8-1
(第69条 異常時の基本的な対応)	8-1
(第70条 地震・火災等発生時の対応)	8-1
(第71条 電源機能喪失時の対応)	8-1
(第72条 異常時の措置)	8-1
(第73条 異常収束後の措置)	8-1
第9章 保安教育	9-1
第74条 センター員への保安教育	9-1
第75条 協力企業従業員への保安教育	9-3
第10章 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価	10-1
(第76条 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価)	10-1
第11章 記録及び報告	11-1
第77条 記録	11-1
(第78条 報告)	11-3
第12章 使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項	12-1
第79条 使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項	12-1
附則	附-1

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」第43条の20第1項の規定に基づき、リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設（以下「使用済燃料貯蔵施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 リサイクル燃料備蓄センター（以下「センター」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質マネジメントシステム計画に基づき実施する。

### (関係法令及び保安規定の遵守)

第3条 社長は、第2条に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。

2. 第4条「5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者」に示す品質マネジメントシステム管理責任者は、企画総務部長に指示し、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう措置を講じる。

3. 企画総務部長は、「法令等の遵守に係る活動マニュアル」を定め、これに基づき次の事項を実施する。

(1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。

(2) 第4項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。

(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。

4. 第5条の組織は、第3項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。

## 第2章 品質マネジメントシステム

(品質マネジメントシステム計画)

第4条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

### 1. 目的

本品質マネジメントシステム計画は、リサイクル燃料貯蔵株式会社が、センターの安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」（以下「品管規則」という。）に基づき、使用済燃料貯蔵施設の保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

### 2. 適用範囲

本品質マネジメントシステム計画は、センターの保安活動に適用する。

### 3. 定義

本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下を除き品管規則の定義に従う。

#### (1) 使用済燃料貯蔵施設

原子炉等規制法第43条の4第2項第2号に規定する使用済燃料貯蔵施設をいう。

#### (2) ニューシア

原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。

#### (3) リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議

使用済燃料貯蔵施設の計画を進め、合理的な施設にするとともに、事業開始後の円滑な事業運営を図るために、使用済燃料貯蔵に係る事業者との間で情報を共有し、必要な技術協力を行う会議のことをいう（以下、本条及び第51条において同じ。）。

## 4. 品質マネジメントシステム

### 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

(1) 第5条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。

(2) 組織は、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項」に基づき、使用済燃料貯蔵施設のグレード分けを行い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。

a) 使用済燃料貯蔵施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度

- b) 使用済燃料貯蔵施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
  - c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響
- (3) 組織は、使用済燃料貯蔵施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を「7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項」にて明確に認識し、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき品管規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。
- (4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。
- a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。
  - b) プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図4-1に明確に示す。
  - c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。
  - d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。
  - e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
  - f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。
  - g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
  - h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。
- (5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これには、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。
- a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
  - b) 風通しの良い組織文化が形成されている。
  - c) 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
  - d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
  - e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
  - f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対

処され、その結果が関係する要員に共有されている。

- g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
  - h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
- (6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、「7.4 調達」に従って当該プロセスが管理されているようにする。
- (7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

## 4.2 品質マネジメントシステムの文書化

### 4.2.1 一般

組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。

また、これらの文書体系を図4-2に示す。なお、記録は適正に作成する。

- a) 品質方針及び品質目標
- b) 品質マニュアル
  - ① 本品質マネジメントシステム計画
  - ② 原子力品質保証規程
- c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表4-1に示す文書
- d) 品管規則が要求する「表4-2に示す文書（手順書）、指示書、図面等」（以下「手順書等」という。）

### 4.2.2 品質マニュアル

組織は、品質マニュアルである「原子力品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。

- a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- c) 品質マネジメントシステムの適用範囲
- d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- e) プロセスの相互の関係

### 4.2.3 文書の管理

- (1) 組織は、品質マネジメント文書を、以下の事項を含め、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき管理する。
- a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止
  - b) 文書の組織外への流出等の防止
  - c) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持

(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。

- a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
- b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認「a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。」すること。
- c) 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。
- d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。
- e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
- f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。
- g) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。
- h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

#### 4.2.4 記録の管理

(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。

(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。

### 5. 経営責任者等の責任

#### 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。

- a) 品質方針を定めること。
- b) 品質目標が定められているようにすること。
- c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。
- d) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。
- e) 資源が利用できる体制を確保すること。
- f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
- g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。



- h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。

## 5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

## 5.3 品質方針

社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的、及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。

- a) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。
- b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
- c) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
- d) 要員に周知され、理解されていること。
- e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

## 5.4 計画

### 5.4.1 品質目標

- (1) 社長は、「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。

これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。

- a) 実施事項
- b) 必要な資源
- c) 責任者
- d) 実施事項の完了時期
- e) 結果の評価方法

- (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。

### 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

- (1) 社長は、品質マネジメントシステムが、4.1 の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。
- (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにす

る。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。

- a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）
- b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持
- c) 資源の利用可能性
- d) 責任及び権限の割当て

## 5.5 責任、権限及びコミュニケーション

### 5.5.1 責任及び権限

社長は、社内規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、部門及び要員の責任（担当業務に応じて組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任をもって業務を遂行できるようにする。

### 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者

- (1) 社長は、リサイクル燃料備蓄センター長（以下「センター長」という。）を品質マネジメントシステムに係る活動（内部監査を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。
- (2) 社長は、品質監査部長を内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。
- (3) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者（以下「管理責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。
  - a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
  - b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。
  - c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
  - d) 関係法令を遵守すること。

### 5.5.3 管理者

- (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。

なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。

- a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
- b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
- c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと（5.4.1及び8.2.3参照）。

- d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
- e) 関係法令を遵守すること。
- (2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
  - a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
  - b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
  - c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
  - d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に使用済燃料貯蔵施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
  - e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。
- (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。

#### 5.5.4 組織の内部の情報の伝達

社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。

品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。

- a) 使用済燃料貯蔵施設保安委員会
- b) 技術情報検討会議

#### 5.6 マネジメントレビュー

##### 5.6.1 一般

- (1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、「マネジメントレビュー実施マニュアル」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。

##### 5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報

組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

- a) 内部監査の結果
- b) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）
- c) プロセスの運用状況
- d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果
- e) 品質目標の達成状況
- f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき

分野に係る自己評価の結果を含む。)

- g) 関係法令の遵守状況
- h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
- i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
- j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- k) 部門又は要員からの改善のための提案
- l) 資源の妥当性
- m) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性

### 5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置

- (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。
  - a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善
  - b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
  - c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
  - d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
  - e) 関係法令の遵守に関する改善
- (2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4 参照)。
- (3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。

## 6. 資源の管理

### 6.1 資源の確保

組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。

- a) 要員
- b) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系
- c) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）
- d) その他必要な資源

### 6.2 要員の力量の確保及び教育訓練

- (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。
- (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を「教育及

び訓練マニュアル」に従って行う。

- a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
- b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し，又は雇用することを含む。）を講ずること。
- c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
- d) 要員が，自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。
  - ① 品質目標の達成に向けた自らの貢献
  - ② 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
  - ③ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
- e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し，これを管理すること（4.2.4参照）。

## 7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

### 7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

- (1) 組織は，個別業務に必要なプロセスについて，計画を策定する「4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。」とともに，そのプロセスを確立する。
- (2) 組織は，(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。
- (3) 組織は，個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり，次に掲げる事項を明確にする。
  - a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果
  - b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項
  - c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス，品質マネジメント文書及び資源
  - d) 使用前事業者検査等，検証，妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）
  - e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（4.2.4参照）
- (4) 組織は，策定した個別業務計画を，その個別業務の作業方法に適したものとする。

### 7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス

#### 7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

組織は，次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。

- a) 組織の外部の者が明示してはいないものの，機器等又は個別業務に必要な要求事項
- b) 関係法令
- c) a) 及び b) に掲げるもののほか，組織が必要とする要求事項

#### 7.2.2 個別業務等要求事項の審査

- (1) 組織は，「文書及び記録管理マニュアル」に基づき，機器等の使用又は個別業務の実施に当

- たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
- (2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。
- a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。
  - b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
  - c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
- (3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
- (4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

### 7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等

組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を「外部コミュニケーションマニュアル」、「広聴マニュアル」、「広報マニュアル」及び「行政・報道対応マニュアル」に明確に定め、これを実施する。これには、次の事項を含む。

- a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
- b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
- c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
- d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

## 7.3 設計開発

組織は、使用済燃料貯蔵施設を対象として、「設計管理マニュアル」に基づき、設計開発の管理を実施する。

### 7.3.1 設計開発計画

- (1) 組織は、設計開発(専ら使用済燃料貯蔵施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する(不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動「4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。」を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。

この設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。

- (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
- a) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
  - b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制

- c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限
  - d) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- (3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。
- (4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。

#### 7.3.2 設計開発に用いる情報

- (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
- a) 機能及び性能に関する要求事項
  - b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
  - c) 関係法令
  - d) その他設計開発に必要な要求事項
- (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

#### 7.3.3 設計開発の結果に係る情報

- (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
- (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
- (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
- a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
  - b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
  - c) 合否判定基準を含むものであること。
  - d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

#### 7.3.4 設計開発レビュー

- (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。
- a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
  - b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。
- (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。
- (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。

### 7.3.5 設計開発の検証

- (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。
- (2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。
- (3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。

### 7.3.6 設計開発の妥当性確認

- (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）。
- (2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
- (3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。

### 7.3.7 設計開発の変更の管理

- (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。
- (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
- (3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響の評価（当該使用済燃料貯蔵施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。
- (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。

## 7.4 調達

組織は、「調達管理マニュアル」及び「原子力取引先登録マニュアル」に基づき、調達を実施する。

### 7.4.1 調達プロセス

- (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。
- (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般



産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。

- (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
- (4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。
- (5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
- (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(使用済燃料貯蔵施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。

#### 7.4.2 調達物品等要求事項

- (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
  - a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
  - b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
  - c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
  - d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に係る要求事項
  - e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
  - f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
  - g) その他調達物品等に必要な要求事項
- (2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
- (3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
- (4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

#### 7.4.3 調達物品等の検証

- (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
- (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

## 7.5 個別業務の管理

### 7.5.1 個別業務の管理

組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。

- a) 使用済燃料貯蔵施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にあること。
  - ① 保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性
  - ② 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果
- b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- e) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。
- f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

### 7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

- (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。
- (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。
- (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。
- (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。
  - a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
  - b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
  - c) 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法

### 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保

- (1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。
- (2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する（4.2.4参照）。

### 7.5.4 組織の外部の者の物品

組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成

し、これを管理する（4.2.4 参照）。

#### 7.5.5 調達物品の管理

組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。

#### 7.6 監視測定のための設備の管理

- (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
- (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
- (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、「検査マニュアル」に基づき、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
  - a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること（4.2.4 参照）。
  - b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
  - c) 所要の調整がなされていること。
  - d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
  - e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
- (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する（4.2.4 参照）。
- (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。
- (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。
- (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

### 8. 評価及び改善

#### 8.1 監視測定、分析、評価及び改善

- (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。
- (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。

## 8.2 監視及び測定

### 8.2.1 組織の外部の者の意見

- (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
- (2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を「外部コミュニケーションマニュアル」及び「広聴マニュアル」に定める。

### 8.2.2 内部監査

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。
  - a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
  - b) 実効性のある実施及び実効性の維持
- (2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
- (3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
- (4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
- (5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
- (6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに内部監査に係る要求事項を、「原子力品質監査マニュアル」に定める（4.2.4 参照）。
- (7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる（8.5.2 参照）。

### 8.2.3 プロセスの監視測定

- (1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、これを行う。

監視測定の方法には、次の事項を含む。

- a) 監視測定の実施時期
  - b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期
- (2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
- (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。
- (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
- (5) 組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

#### 8.2.4 機器等の検査等

- (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、「検査マニュアル」に基づき、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。
- (2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。
- (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。
- (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限をもつ要員が、個別業務計画（7.1 参照）に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
- (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法（当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員による使用前事業者検査等の実施）により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。
- (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。

#### 8.3 不適合の管理

- (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。
- (2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並び

にそれに関連する責任及び権限を「不適合等管理マニュアル」に定める。

- (3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
- a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
  - b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。
  - c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
  - d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
- (4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。
- (5) 組織は、(3)a) の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
- (6) 組織は、使用済燃料貯蔵施設の保安の向上を図る観点から、公開基準に従い不適合の内容を自ら管理するウェブサイトへ登録することにより、情報の公開を行う。

#### 8.4 データの分析及び評価

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。
- (2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。
- a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見（8.2.1 参照）
  - b) 個別業務等要求事項への適合性（8.2.3 及び8.2.4 参照）
  - c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（8.2.3 及び8.2.4 参照）
  - d) 調達物品等の供給者の供給能力（7.4 参照）

#### 8.5 改善

##### 8.5.1 継続的な改善

組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。

### 8.5.2 是正処置等

- (1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、「不適合等管理マニュアル」に基づき、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。
  - a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。
    - ① 不適合及びその他の事象の分析（情報の収集及び整理、並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）
    - ② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
  - b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。
  - c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。
  - d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。
  - e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。
  - f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を「不適合等管理マニュアル」に定め、実施する。
  - g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。
- (2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「不適合等管理マニュアル」に定める。
- (3) 組織は、「不適合等管理マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。

### 8.5.3 未然防止処置

- (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（ニューシア登録情報及びリサイクル燃料備蓄センター技術協力会議で取り扱う技術情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析した結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。
  - a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。
  - b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。
  - c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。
  - d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。
  - e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。
- (2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「不適合等管理マニュアル」に定める。

表4-1 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書

第4条の 関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第4条以外の 関連条文
5.4.1/8.2.3/ 8.4/8.5.1	セルフアセスメント実施マニュアル	Q-2-A2	品質保証G	—
5.5.4	保安管理マニュアル	Q-2-G3	技術G	第7条, 第9条, 第10条
	外部コミュニケーションマニュアル	Q-2-C1	技術G	第8条
5.6/8.5.1	マネジメントレビュー実施マニュアル	Q-2-A1	品質保証G	—
6.2	教育及び訓練マニュアル	Q-2-T1	総務G	第74条, 第75条, 第77条
7.2.3	外部コミュニケーションマニュアル	Q-2-C1	技術G	—
	広聴マニュアル	Q-2-C2	地域交流G	—
	広報マニュアル	Q-2-C3	地域交流G	—
	行政・報道対応マニュアル	Q-2-C4	立地・広報G	—
6.1/7.1/7.2.1/ 7.5/7.6	施設管理マニュアル	Q-2-M1	保全G	第39条～第54条, 第77条
	検査マニュアル	Q-2-I1	保全G	第54条, 第77条
7.1/7.2.1/7.5	健全な安全文化の育成及び維持に係る活動マニュアル	Q-2-G1	防災安全G	—
	法令等の遵守に係る活動マニュアル	Q-2-G2	総務G	第3条
	広聴マニュアル	Q-2-C2	地域交流G	—
	広報マニュアル	Q-2-C3	地域交流G	—
	行政・報道対応マニュアル	Q-2-C4	立地・広報G	—
8.2.1	外部コミュニケーションマニュアル	Q-2-C1	技術G	—
	広聴マニュアル	Q-2-C2	地域交流G	—
7.3	設計管理マニュアル	Q-2-E1	保全G	第52条, 第77条
7.4	調達管理マニュアル	Q-2-P1	保全G	—
	原子力取引先登録マニュアル	Q-2-P2	経理G	—
8.2.4	検査マニュアル	Q-2-I1	保全G	第54条, 第77条

表4-2 品管規則が要求する手順書等

第4条の 関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第4条以外の 関連条文
4.2/7.2.2	文書及び記録管理マニュアル	Q-2-D1	品質保証G	—
8.2.2/8.5.1	原子力品質監査マニュアル	Q-2-A3	品質監査G	—
8.3/8.5.1/ 8.5.2/8.5.3	不適合等管理マニュアル	Q-2-N1	品質保証G	—



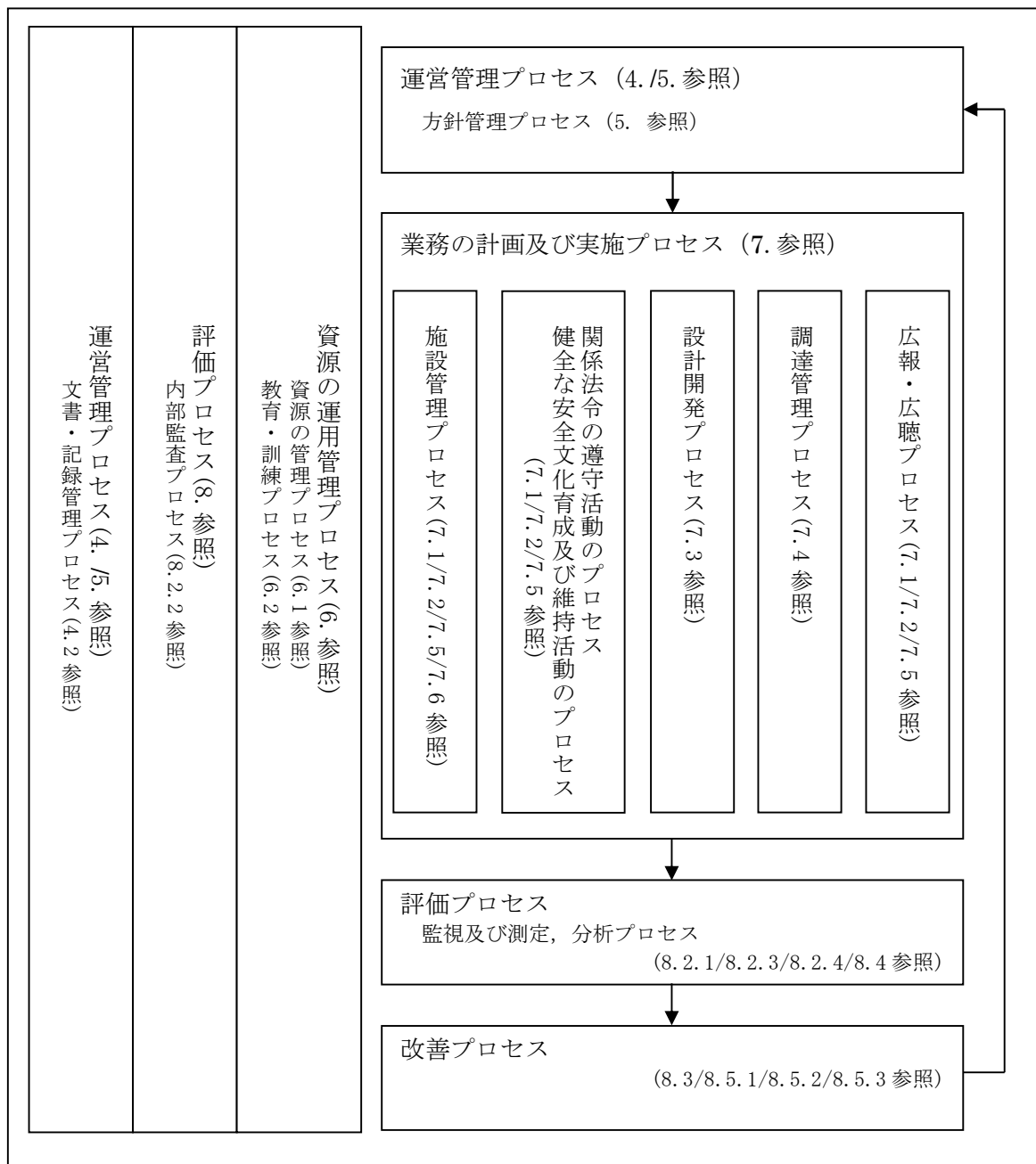


図 4-1 プロセス関連図

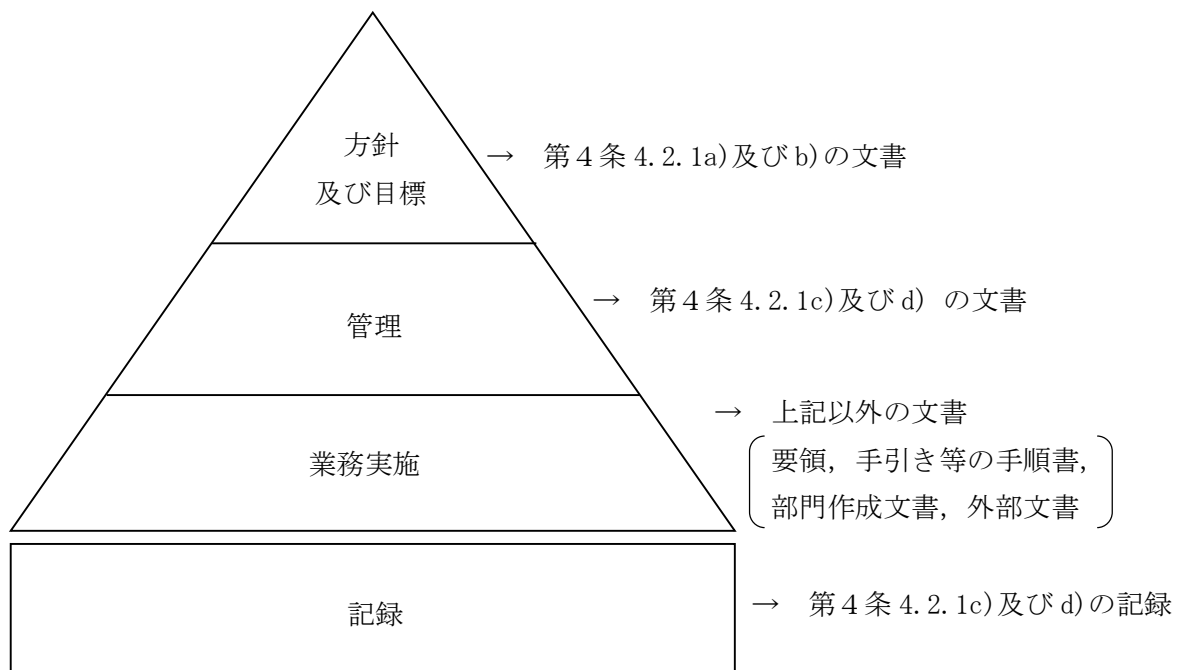


図4-2 品質マネジメントシステム文書体系図

### 第3章 保安管理体制

(保安に関する組織)

第5条 使用済燃料貯蔵施設の保安に関する組織は、図5のとおりとする。

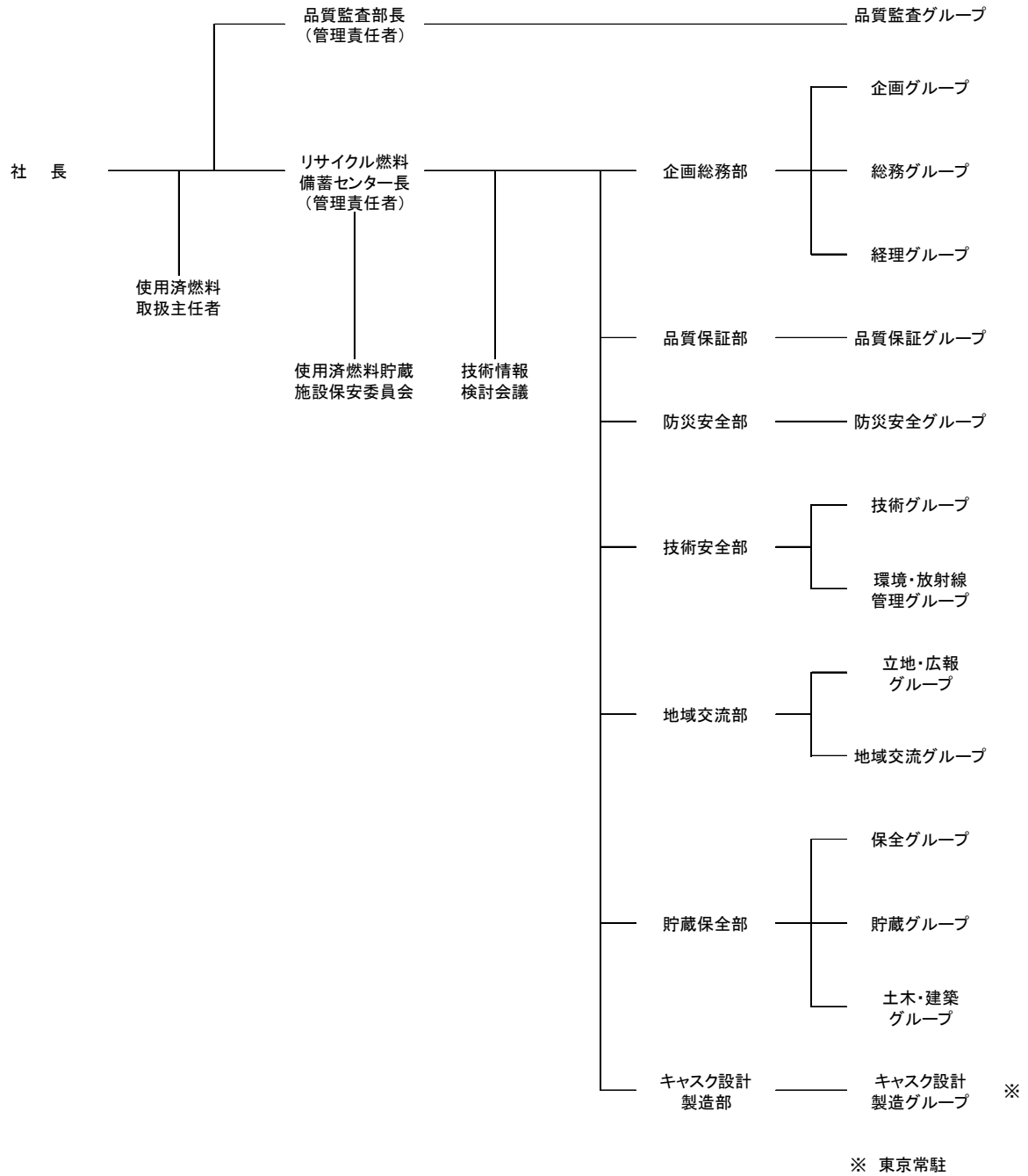


図5 センターの保安に関する組織

(保安に関する職務)

第6条 保安に関する職務は次のとおり。

- (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織から適宜報告を求め、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。
  - (2) 品質監査部長は、管理責任者（内部監査に限る。）として、品質マネジメントシステムに係る活動における内部監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（品質監査グループに限る。）。
  - (3) 品質監査グループは、品質マネジメントシステムに係る活動のうち、内部監査を行う。
  - (4) センター長は、管理責任者として、企画総務部、品質保証部、防災安全部、技術安全部、地域交流部、貯蔵保全部及びキャスク設計製造部を指導監督し、使用済燃料貯蔵業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（品質監査グループを除く。）。
  - (5) 企画グループは、要員の計画に関する業務を行う。
  - (6) 総務グループは、要員の管理、保安教育、通信連絡設備の施設管理、関係法令及び保安規定の遵守の意識の定着に関する業務を行う。
  - (7) 経理グループは、調達先の評価・選定に関する業務及び調達に関する業務を行う。
  - (8) 品質保証グループは、品質マネジメントシステムに係る活動（内部監査を除く。）の管理に関する業務を行う。
  - (9) 防災安全グループは、非常時の措置、初期消火活動のための体制の整備の運営管理、消防用設備のうち、動力消防ポンプの施設管理並びに安全文化の育成及び維持に関する業務を行う。
  - (10) 技術グループは、技術的な統括業務及び許認可対応に関する業務を行う。
  - (11) 環境・放射線管理グループは、放射線管理施設の施設管理、放射線の管理に関する業務、放射性固体及び液体廃棄物の管理に関する業務を行う。
  - (12) 立地・広報グループは、地元自治体や報道機関等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。
  - (13) 地域交流グループは、立地地域住民や各種団体等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。
  - (14) 保全グループは、使用済燃料貯蔵設備本体、使用済燃料の受入施設、計測制御系統施設、電気設備、放射線管理施設の施設管理に関する業務を行う。
  - (15) 貯蔵グループは、貯蔵管理に関する業務を行う。
  - (16) 土木・建築グループは、建物・構築物及び消防用設備の施設管理に関する業務を行う。
  - (17) キャスク設計製造グループは、使用済燃料貯蔵設備本体のうち金属キャスクの調達に関する業務を行う。
2. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。

- (1) 各部長は、第5条の定めのとおり、当該部の所管するグループの業務を統括管理する。
- (2) 各グループマネージャー（以下「GM」という。）は、グループ員を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき保安教育並びに記録を行う。なお、GMが所管する施設を表6に示す。
- (3) グループ員は、GMの指示・指導に従い、業務を実施する。

表6 施設の管理に関する施設所管GM

施設名称	施設所管GM
使用済燃料貯蔵設備本体	キャスク設計製造GM, 保全GM
使用済燃料の受入施設, 計測制御系統施設, 電気設備	保全GM
使用済燃料貯蔵建屋, 事務建屋, 消防用設備	土木・建築GM, 防災安全GM
放射線管理施設	環境・放射線管理GM, 保全GM
通信連絡設備	総務GM

（使用済燃料貯蔵施設保安委員会）

第7条 センターに使用済燃料貯蔵施設保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。

2. 保安委員会は、使用済燃料貯蔵施設の保安に関する次の事項を審議又は報告を受け確認する。ただし、あらかじめ保安委員会で定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。

- (1) 使用済燃料貯蔵事業（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更
- (2) 保安規定の変更
- (3) 保安教育に関する事項
- (4) その他保安委員会で定めた審議事項

3. センター長を委員長とする。

4. 保安委員会は、委員長、使用済燃料取扱主任者及び各部長に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。

5. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。

（技術情報検討会議）

第8条 センターに技術情報検討会議を設置する。

2. 技術情報検討会議は、未然防止処置の観点から次の事項を検討する。

- (1) 原子力施設その他の施設における不適合その他の事象に関する情報
- (2) 関係法令の改正に関する情報
- (3) (1)及び(2)を踏まえた保安活動の見直し

3. 技術情報検討会議は、GM以上の職位の者で構成する。

4. 技術GMは、保安上重要な検討結果について、社長に報告する。

(使用済燃料取扱主任者の選任)

第9条 社長は、使用済燃料取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）及び代行者を、核燃取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者から選任する。

2. 取扱主任者及び代行者は、特別管理職（センター長を除く。）から選任する。また、取扱主任者及び代行者は、センターに勤務する者で、貯蔵保全部及びキャスク設計製造部に属さない者が兼任できる。取扱主任者は、第10条（使用済燃料取扱主任者の職務等）に定める職務を遂行する。

3. 取扱主任者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、取扱主任者を選任し直す。

4. 取扱主任者は、以下の場合、代行させる職務内容を明確にした上で、保安規定第10条第1項に定める職務の一部又は全てを、代行者に代行させることができる。

(1) 取扱主任者がセンターを離れることができない場合において、センター外で取扱主任者の職務を遂行する必要がある場合。

(2) 取扱主任者がセンター外で職務を遂行している場合において、センターで取扱主任者の職務を遂行する必要がある場合。

(使用済燃料取扱主任者の職務等)

第10条 取扱主任者は、設計及び工事の計画の認可及び使用前事業者検査等に係る保安活動並びに使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに関し保安の監督を誠実に行うことを職務とし、「使用済燃料取扱主任者の選任及び職務運用マニュアル」の定めるところにより次の職務を遂行する。

(1) 取扱主任者は、設計及び工事の計画の認可及び使用前事業者検査等に係る保安活動並びに使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに関する保安の監督を誠実にを行い、保安上必要な場合には、取扱いに従事する者（センター長を含む。）に指示する。

(2) 表74及び表75に定める事項を、センター長の承認に先立ち確認する。

(3) 表77-1から表77-4に定める記録の内容を確認する。

(4) 保安の監督状況を定期的及び必要に応じて社長に直接報告する。

(5) 保安委員会に必ず出席する。

(6) その他、設計及び工事の計画の認可及び使用前事業者検査等に係る保安活動並びに使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに関する保安の監督に必要な職務を行う。

2. 設計及び工事の認可及び使用前事業者検査等に係る保安活動並びに使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに従事する者は、取扱主任者による保安のための指示に従う。

## 第4章 貯蔵管理

### 第1節 通則

(第11条 使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保)

(第12条 巡視点検)

(第13条 手順の作成)

### 第2節 使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出し

(第14条 貯蔵の計画)

(第15条 使用済燃料を収納した金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項)

(第16条 使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ確認)

(第17条 使用済燃料を収納した金属キャスクの運搬)

(第18条 使用済燃料貯蔵設備の操作)

(第19条 使用済燃料の貯蔵)

(第20条 使用済燃料を収納した金属キャスクの払出し確認)

## 第5章 放射性廃棄物管理

(第21条 放射性固体廃棄物の管理)

(第22条 放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)

第23条 環境・放射線管理GMは、原子炉等規制法に基づく設計及び工事の計画の認可申請書に記載されている設備、機器等（以下「設備、機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により降下物の分布調査を行う。

2. 各GMは、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備、機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとしてセンター内で適切に管理する。

(第24条 放射性液体廃棄物の管理)

(第25条 頻度の定義)



## 第6章 放射線管理

(第26条 管理区域の設定及び解除)

(第27条 管理区域内における区域区分)

(第28条 管理区域内における特別措置)

(第29条 管理区域への出入管理)

(第30条 管理区域出入者の遵守事項)

(第31条 周辺監視区域)

(第32条 線量の評価)

(第33条 床、壁等の除染)

(第34条 外部放射線に係る線量当量率等の測定)

(第35条 放射線計測器類の管理)

(第36条 管理区域外等への搬出及び運搬)

(第37条 協力企業の放射線防護)

(第38条 頻度の定義)

## 第7章 施設管理

(施設管理に係る計画、実施、評価及び改善)

第39条 表6に示す使用済燃料貯蔵施設について、使用済燃料貯蔵事業（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し、使用済燃料貯蔵施設の安全を確保するため、以下の施設管理に係る計画を定め、実施、評価及び改善する。

(施設管理方針及び施設管理目標)

第40条 社長は、使用済燃料貯蔵施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、社長は、施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。

2. センター長は、次に掲げる事項について実施する。

- (1) 施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。
- (2) 施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。

(施設管理に係る個別業務計画の策定)

第41条 各部長は、各職位（この規定において「各職位」とは、第6条に示す組織におけるGM以上の者をいう。）に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。

- (1) 施設管理対象範囲の選定
- (2) 施設管理の重要度の設定
- (3) 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視
- (4) 施設管理に関する計画の策定
- (5) 施設管理の実施
- (6) 施設管理の結果の確認・評価
- (7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置
- (8) 施設管理の有効性評価
- (9) 構成管理
- (10) 設計管理
- (11) 作業管理
- (12) 使用前事業者検査の実施

2. 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。

(施設管理対象範囲の選定)

第42条 各部長は、使用済燃料貯蔵施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。

- (1) 「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要がある設備（表6）
- (2) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」に適合する必要がある設備（表6）

（施設管理の重要度の設定）

第43条 表6に示す施設を所管するGM（以下「施設所管GM」という。）は、施設管理対象範囲に対して、使用済燃料貯蔵施設の安全性を確保するため、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。

（施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視）

第44条 各部長は、施設管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で施設管理指標を設定する。

2. 各部長は、施設所管GMに、施設管理指標毎に具体的な施設管理目標値を設定させる。
3. 各部長は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。
4. 各部長は、施設所管GMに、設定した施設管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定めた監視計画を策定させる。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。
5. 各部長は、施設所管GMに、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監視を実施させ、その結果を記録させる。

（施設管理に関する計画の策定）

第45条 各部長は、施設管理対象範囲に対し、以下の施設管理の実施に関する計画（計画の始期及び期間に関するものを参照することができるものを含む。）を策定する。

- (1) 設計及び工事の計画（本条第2項(1)及び(2)）
- (2) 点検の計画（本条第2項(3)）
- (3) 特別な施設管理の実施計画（本条第2項(4)）

2. 施設所管GMは、施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案した、以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。

(1) 設計の計画

- a) 施設所管GMは、設計の実施に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計の計画を策定する。

(2) 工事の計画

- a) 各職位は、工事の実施（現地工事の開始から使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでの期間中）に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた工事の計画を策定する。
- b) 施設所管GMは、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するまでに、使用前事業者検査及び自主検査等の計画を策定する。施設所管GMは、上記の使用前事業者検査及び自主検査等の計画に、検査の具体的な方法、

所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。

(3) 使用前点検の計画

- a) 施設所管GMは、使用前事業者検査の実施後（使用前事業者検査要領書単位）から使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。

(4) 特別な施設管理の実施計画

- a) 施設所管GMは、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った施設管理を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ使用済燃料貯蔵施設の状態に応じた施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。
- b) 施設所管GMは、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。

① 点検の具体的方法

- ② 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準

③ 点検の実施時期

3. 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。

(施設管理の実施)

第46条 施設所管GMは、施設管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記録する。

(施設管理の結果の確認・評価)

第47条 施設所管GMは、施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から、所定の時期（所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時）までに、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成
- (2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成
- (3) 合否判定をもって検証するための使用前事業者検査及び自主検査等の結果の確認・評価及びその記録の作成
- (4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成
- (5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成

(施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置)

第48条 施設所管GMは、施設管理の対象となる施設及びプロセスの監視及び点検により、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合、不適合管理を行ったうえで、是正処置を

講じる。

- (1) 施設管理を実施した構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合
  - (2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて，定めたプロセスに基づき，施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合
2. 施設所管GMは，他の原子力施設の運転経験等の知見を基に，自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし，適切な未然防止処置を講じる。

(施設管理の有効性評価)

第49条 各部長は，施設管理から得られた情報等から，施設管理の有効性を評価し，施設管理が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。

2. 各部長は，あらかじめ定めた時期及び内容に基づき，施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し，センター長に報告する。なお，施設管理の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせる。

- (1) 施設管理目標の監視結果
- (2) 施設管理データの推移
- (3) トラブル等の経験
- (4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係るデータ

3. センター長は，各部長が報告した各施設管理の施設管理目標の達成度及び有効性評価から，定期的に施設管理全体の有効性を評価し，施設管理全体が有効に機能していることを確認するとともに，施設管理の継続的な改善につなげる。

4. 各部長は，施設所管GMに，施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録させ，承認する。

(構成管理)

第50条 施設所管GMは，施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。

- (1) 設計要件（第4条 7.1 に示す個別業務等要求事項のうち，「構築物，系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第4条 7.3 で実施する設計に対する要求事項をいう。）
- (2) 施設構成情報（構築物，系統及び機器がどのようなものかを示す図書，情報をいう。）
- (3) 物理的構成（実際の構築物，系統及び機器をいう。）

(情報共有)

第51条 施設所管GMは，施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報について，ニューシア登録情報及びリサイクル燃料備蓄センター技術協力会議において他の事業者と共有する。

(設計管理)

第52条 施設所管GMは，使用済燃料貯蔵施設の工事を行う場合，第4条 7.3 の適用対象とな

る施設、設備及びソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。

2. 施設所管GMは、前項において第4条 7.3 の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。

(1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項

(2) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」の規定及び使用済燃料貯蔵事業（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項

(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報

(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項

3. 前項における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。

(作業管理)

第53条 施設所管GMは、設計のアウトプットに基づき工事を実施する。

2. 施設所管GMは、使用済燃料貯蔵施設の工事及び点検を行う場合、使用済燃料貯蔵施設の安全を確保するため、次に掲げる事項を考慮した作業管理を行う。

(1) 他の原子力施設及び周辺環境への悪影響防止

(2) 使用済燃料貯蔵施設の使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取

(3) 作業工程の管理

(4) 使用済燃料貯蔵施設の使用開始までの作業対象設備の管理

3. 施設所管GMは、前項の作業管理の実績を確認し、使用済燃料貯蔵施設の安全が確保されていることを評価し記録する。

(使用前事業者検査の実施)

第54条 センター長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる使用済燃料貯蔵施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。

2. 技術GMは、第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した者とは別の者を検査実施責任者として指名する。

3. 検査実施責任者は、第5条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮したものであるとする。

4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。

(1) 検査の実施体制を構築する。

(2) 検査要領書\*を定め、それを実施する。

(3) 検査対象の使用済燃料貯蔵施設が以下の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。

a) 設工認に従って行われたものであること。

- b) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。
- (4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の使用済燃料貯蔵施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを最終判断する。

※：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。

- a 設工認に従って行われたものであること
- b 機能及び性能を確認するために十分な方法
- c その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたであることを確認するために十分な方法

5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査判定者に行わせることができる。このとき、検査判定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。

- (1) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した者とは別の者。
- (2) 検査対象となる設備の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した者とは別の者。
- (3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者。

6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。

7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。

- (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。
- (2) 検査に係る記録の管理を行う。
- (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。

(第55条 定期事業者検査の実施)

(第56条 使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)

## 第8章 緊急時の措置

### 第1節 緊急時の措置

- (第57条 原子力防災組織)
- (第58条 原子力防災組織の要員)
- (第59条 緊急作業従事者の選定)
- (第60条 原子力防災資機材等)
- (第61条 通報経路)
- (第62条 緊急時演習)
- (第63条 通報)
- (第64条 原子力防災態勢の発令)
- (第65条 応急措置)
- (第66条 緊急時における活動)
- (第67条 緊急作業従事者の線量管理等)
- (第68条 原子力防災態勢の解除)

### 第2節 異常時の措置

- (第69条 異常時の基本的な対応)
- (第70条 地震・火災等発生時の対応)
- (第71条 電源機能喪失時の対応)
- (第72条 異常時の措置)
- (第73条 異常収束後の措置)



## 第9章 保安教育

(センター員への保安教育)

第74条 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行うセンター員への保安教育を実施するに当たり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「教育及び訓練マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。

- (1) 総務GMは、毎年度、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行うセンター員への保安教育実施計画を表74の実施方針に基づいて作成し、取扱主任者の確認を得てセンター長の承認を得る。
- (2) 総務GMは、(1)の保安教育実施計画の策定に当たり、第7条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。
- (3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。総務GMは、年度毎に実施結果をセンター長へ報告する。

ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

- (4) 総務GMは、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。

表 74 センター員への保安教育実施方針

保安教育の内容					対象者及び教育時間 <sup>※2</sup>		
					使用済燃料貯蔵施設の 操作及び管理を行う者		事務系センター員
大分類	中分類 (貯蔵規則 第37条 の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	金属キャスクの 操作を行う者 <sup>※3</sup>	金属キャスクの操 作を行う者以外の 技術系センター員	
入所時に 実施する 教育 <sup>※1</sup>	関係法令 及び保安 規定の遵 守に關す ること	原子炉制 法等規 制法	原子炉等規制法 に關連する法令 の概要，並びに 関係法令及び保 安規定の遵守に 關すること	入所時 (新規配属時)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
		設備概要， 主要設備 の機能	使用済燃料貯蔵 施設のしくみ		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	金属キャスクの 構造，性能及び 操作に關する概 要		◎ (0.5時間以上)		○ (0.5時間以上)	—	
その他 反復教育	関係法令 及び保安 規定の遵 守に關す ること	使用済燃料貯 蔵施設保安 規定	保安規定（第1 章，第2章，第 3章，第9章， 第10章）の概 要，並びに關係 法令及び保安規 定の遵守に關す ること	1回/10年毎 以上	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
		設備概要， 主要設備 の操作	金属キャスクの 操作に關する概 要		◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	—

※1：各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象

○：業務に関連する者が教育の対象

—：教育の対象外

( )：合計の教育時間

※3：金属キャスクの操作を行う者とは、金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出しを行う者をいう。

(協力企業従業員への保安教育)

第75条 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に関する業務を行う協力企業従業員への保安教育を実施するに当たり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「教育及び訓練マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。

(1) 各GMは、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に関する業務を協力企業に行わせる場合は、毎年度、当該業務に従事する協力企業従業員に対し、表75の実施方針のうち「使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に関する業務を行う者」に基づく保安教育実施計画を定めていることを確認し、取扱主任者の確認を得てセンター長の承認を得る。

また、各GMは、保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、年度毎に、実施結果をセンター長へ報告する。

(2) 各GMは、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に関する業務以外を協力企業に行わせる場合は、当該協力企業従業員のセンター入所時に安全上必要な教育が表75の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。

(3) 各GMは、上記(1)から(2)の協力企業従業員への教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

表 75 協力企業従業員への保安教育実施方針

保安教育の内容					対象者及び教育時間 <sup>※2</sup>		
					使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に関する業務を行う者		使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に関する業務を行う者以外の者
大分類	中分類 (貯蔵規則 第37条 の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	金属キャスクの操作に関する業務を行う者 <sup>※3</sup>	金属キャスクの操作に関する業務を行う者以外の者	
入所時に実施する教育 <sup>※1</sup>	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	入所時 (新規配属時)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
			使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること		設備概要、主要設備の操作	使用済燃料貯蔵施設のしくみ	◎ (0.5時間以上)
	金属キャスクの構造、性能及び操作に関する概要	◎ (0.5時間以上)				○ (0.5時間以上)	—
その他 反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	使用済燃料貯蔵施設保安規定	保安規定(第1章、第2章、第3章、第9章、第10章)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	1回/10年毎 以上	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
			使用済燃料貯蔵施設の操作に関すること		設備概要、主要設備の操作	金属キャスクの操作に関する概要	◎ (0.5時間以上)

※1：各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象

○：業務に関連する者が教育の対象

—：教育の対象外

( )：合計の教育時間

※3：金属キャスクの操作に関する業務を行う者とは、金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出しを行う者をいう。

## 第 10 章 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価

(第 76 条 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価)

## 第 11 章 記録及び報告

(記 録)

第 77 条 組織は、表 77-1 から表 77-4 に定める保安に関する記録を適正に作成（表 77-2 (1)を除く。）し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

表 77-1 使用前事業者検査の記録（貯蔵規則第 6 条の 3 に基づく記録）

記録事項	記録すべき場合	保存期間
(1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間

表 77-2 使用済燃料貯蔵施設の施設管理に係る記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）

記録事項	記録すべき場合	保存期間
(1) 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
(2) 貯蔵規則第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
(2) 貯蔵規則第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間

表 77-3 保安教育の記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）

記録事項	記録すべき場合	保存期間
(1) 保安教育の実施計画	策定の都度	5 年間
(2) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	5 年間
(3) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	5 年間

表 77-4 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画，実施，評価及び改善状況の記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）

記録事項	記録すべき場合	保存期間
1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書		
第 4 条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)～d)に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間
2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録		
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年
(2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5 年
(3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録	作成の都度	5 年
(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5 年
(6) 設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(7) 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(8) 設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(9) 設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5 年
(10) 設計開発の変更の審査，検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(11) 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5 年
(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5 年
(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合(必要に応じて)の記録	作成の都度	5 年
(15) 校正又は検証の根拠の記録	作成の都度	5 年
(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における，従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5 年
(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5 年
(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5 年
(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録 (必要に応じ，検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録)	作成の都度	5 年
(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5 年
(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置（特別採用を含む)に係る記録	作成の都度	5 年
(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録	作成の都度	5 年
(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5 年

表 77-1， 2， 3 を適用する場合は，本表を適用しない。

(第 78 条 報 告)



## 第 12 章 使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項

(使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項)

第 79 条 使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに，表 79 に示す事項を定めて認可を受ける。また，この規定の条文についても，使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに必要な変更を行い，認可を受ける。

表 79 保安規定に段階的に定める事項（1 / 3）

【凡例】 ◎：設計及び工事段階から規定  
 ○：設計及び工事段階から一部規定  
 △：使用済燃料を収納した金属キャスク搬入前までに規定

保安規定条項		定める時期
第1章 <総則>		
	第1条 目的	◎
	第2条 基本方針	◎
	第3条 関係法令及び保安規定の遵守	◎
第2章 <品質マネジメントシステム>		
	第4条 品質マネジメントシステム計画	◎
第3章 <保安管理体制>		
	第5条 保安に関する組織	◎
	第6条 保安に関する職務	◎
	第7条 使用済燃料貯蔵施設保安委員会	◎
	第8条 技術情報検討会議	◎
	第9条 使用済燃料取扱主任者の選任	◎
	第10条 使用済燃料取扱主任者の職務等	◎
第4章 <貯蔵管理>		
第1節 通則	(第11条 使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保)	△
	(第12条 巡視点検)	△
	(第13条 手順の作成)	△
第2節 使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出し	(第14条 貯蔵の計画)	△
	(第15条 使用済燃料を収納した金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項)	△
	(第16条 使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ確認)	△
	(第17条 使用済燃料を収納した金属キャスクの運搬)	△
	(第18条 使用済燃料貯蔵設備の操作)	△
	(第19条 使用済燃料の貯蔵)	△
	(第20条 使用済燃料を収納した金属キャスクの払出し確認)	△
第5章 <放射性廃棄物管理>		
	(第21条 放射性固体廃棄物の管理)	△
	(第22条 放射性廃棄物でない廃棄物の管理)	△
	第23条 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	◎
	(第24条 放射性液体廃棄物の管理)	△
	(第25条 頻度の定義)	△

表 79 保安規定に段階的に定める事項（2 / 3）

保安規定条項		定める時期
第6章 <放射線管理>		
	(第26条 管理区域の設定及び解除)	△
	(第27条 管理区域内における区域区分)	△
	(第28条 管理区域内における特別措置)	△
	(第29条 管理区域への出入管理)	△
	(第30条 管理区域出入者の遵守事項)	△
	(第31条 周辺監視区域)	△
	(第32条 線量の評価)	△
	(第33条 床、壁等の除染)	△
	(第34条 外部放射線に係る線量当量率等の測定)	△
	(第35条 放射線計測器類の管理)	△
	(第36条 管理区域外等への搬出及び運搬)	△
	(第37条 協力企業の放射線防護)	△
	(第38条 頻度の定義)	△
第7章 <施設管理>		
	第39条 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	◎
	第40条 施設管理方針及び施設管理目標	◎
	第41条 施設管理に係る個別業務計画の策定	◎
	第42条 施設管理対象範囲の選定	◎
	第43条 施設管理の重要度の設定	◎
	第44条 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	◎
	第45条 施設管理に関する計画の策定	◎
	第46条 施設管理の実施	◎
	第47条 施設管理の結果の確認・評価	◎
	第48条 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	◎
	第49条 施設管理活動の有効性評価	◎
	第50条 構成管理	◎
	第51条 情報共有	◎
	第52条 設計管理	◎
	第53条 作業管理	◎
	第54条 使用前事業者検査の実施	◎
	(第55条 定期事業者検査の実施)	△
	(第56条 使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)	△

表 79 保安規定に段階的に定める事項（3 / 3）

保安規定条項		定める時期
第8章 <緊急時の措置>		
第1節 緊急時の措置	(第57条 原子力防災組織)	△
	(第58条 原子力防災組織の要員)	△
	(第59条 緊急作業従事者の選定)	△
	(第60条 原子力防災資機材等)	△
	(第61条 通報経路)	△
	(第62条 緊急時演習)	△
	(第63条 通報)	△
	(第64条 原子力防災態勢の発令)	△
	(第65条 応急措置)	△
	(第66条 緊急時における活動)	△
	(第67条 緊急作業従事者の線量管理等)	△
	(第68条 原子力防災態勢の解除)	△
第2節 異常時の措置	(第69条 異常時の基本的な対応)	△
	(第70条 地震・火災等発生時の対応)	△
	(第71条 電源機能喪失時の対応)	△
	(第72条 異常時の措置)	△
	(第73条 異常収束後の措置)	△
第9章 <保安教育>		
	第74条 センター員への保安教育	○
	第75条 協力企業従業員への保安教育	○
第10章 <使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価>		
	(第76条 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価)	△
第11章 <記録及び報告>		
	第77条 記録	○
	(第78条 報告)	△
第12章 <使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項>		
	第79条 使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項	◎

附則

1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日以降、社長が指定する日より施行する。